

第十五回国会 大蔵委員會議録 第二十八号

昭和二十八年二月十九日(木曜日)
午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 奥村又十郎君
理事 淺香 忠雄君 理事 川野 芳満君
理事 内藤 友明君 理事 松尾トシ子君
理事 佐藤觀次郎君

上塚 司君 大泉 寛三君
大村 清一君 小山 長規君
島村 一郎君 中田 政美君
西村 茂生君 西村 直巳君
宮崎 靖君 三和 精一君
小川 半次君 笹山茂太郎君
平岡忠次郎君 吉田 正君
小川 豊明君 久保田鶴松君
坊 秀男君

出席政府委員

大蔵政務次官 愛知 揆一君
大蔵事務官(大 今泉 兼寛君
臣官房日本専売 公社監理官)
大蔵事務官(主 白石 正雄君
計局法規課長)
大蔵事務官(主 渡辺喜久造君
税務局長)
大蔵事務官(銀行局長) 河野 通一君
委員外の出席者 農林事務官 榎 重博君
農林技官(林野 石谷 憲男君
庁業務部長) 大島 増君
労働事務官(労政 大島 増君
局労働法規課長) 専門員 椎木 文也君
専門員 黒田 久太君

二月十八日

委員中崎敏君辞任につき、その補欠

として平岡忠次郎君が議長の指名で
委員に選任された。

二月十七日

製造たばこの定価の決定又は改定に
関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出第五九号)

同月十八日

米国対日援助物資等処理特別会計法
を廃止する法律案(内閣提出第六二
号)

一般会計の歳出の財源に充てるため
の緊要物資輸入基金からする一般会
計への繰入金に関する法律案(内閣
提出第六四号)
国有財産法第十三条の規定に基き、
国会の議決を求めるの件(内閣提
出、議決第三号)

同日

農業所得税の撤廃に関する請願(大
石ヨシエ君紹介)(第二一五四号)

物品税撤廃に関する請願(早稻田柳
右エ門君紹介)(第二一五五号)

酒税法の一部改正等に関する請願
(三宅正一君紹介)(第二二五六号)

コヒーに対する物品税撤廃の請願
(浅香忠雄君紹介)(第二二五七号)

台湾における外地資産の補償に関す
る請願(浅香忠雄君紹介)(第二二五
八号)

台湾における外地資産の補償等に関
する請願(浅沼稻次郎君紹介)(第二
一五九号)

揮発油税軽減に関する請願(山手満
男君紹介)(第二一六〇号)

酒税引下げに関する請願(熊谷憲一
君紹介)(第二二六一号)

同(坊秀男君紹介)(第二二六二号)

同(川村義典君紹介)(第二二六三三
号)

同(松前重義君紹介)(第二二六四四
号)

同外一件(福田勉夫君紹介)(第二二
六五五号)

同外三件(荻野豊平君紹介)(第二二
六六六号)

同外八件(館林三喜男君紹介)(第二
一六七七号)

の審査を本委員会に付託された。

同月十七日

農業協同組合に対する課税全廃に関
する陳情書(香川県農業協同組合協
議会会長羽原義隆)(第一三三五号)
を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

国有林野事業特別会計法の一部を改
正する法律案(内閣提出第三六号)

所得税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第四〇号)

法人税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第四一號)

富給税法を廃止する法律案(内閣提
出第四二號)

相続税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第四三號)

酒税法(内閣提出第四四號)

登録税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第四七號)

揮発油税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第四八號)

酒税の保全及び酒類業組合等に関す
る法律案(内閣提出第五三號)

製造たばこの定価の決定又は改正に
関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出第五九号)

国有財産法第十三条の規定に基き、
国会の議決を求めるの件(内閣提
出、議決第三号)

○奥村委員長 これより會議を開きま
す。

まず一昨十七日本委員会に付託され
ました製造たばこの定価の決定又は改
定に関する法律の一部を改正する法律案
及び昨十八日本委員会に付託されまし
た国有財産法第十三条の規定に基き、
国会の議決を求めるの件の両案を一括

議題として政府当局より提案趣旨の説
明を聴取いたします。愛知大蔵政務次
官。

製造たばこの定価の決定又は改定
に関する法律の一部を改正する法
律案

製造たばこの定価の決定又は改定
に関する法律の一部を改正す
る法律

製造たばこの定価の決定又は改定
に関する法律(昭和二十三年法律第
八十四号)の一部を次のように改正
する。

第一項中日本専売公社製造たばこ
価格表を次のように改める。

日本専売公社製造たばこ価格表

種類	名称	型	式	品	質	単位	価格
口付紙	朝日	長さ 八五ミリ	メ 二九ミリ	在来種葉たばこを用い た中級品		一〇本	一五円
巻たば	富士	長さ 七〇ミリ	メ 二七ミリ	黄色種葉たばこ八〇% 以上を用い特殊加香を 施した上級品		一〇本	六〇円
同	ピース	長さ 七〇ミリ	メ 二六ミリ	黄色種葉たばこ五〇% 以上を用い特殊加香を 施した上級品		一〇本	四〇円
同	光			黄色種葉たばこ五〇% 以上を用いた上級品		一〇本	三〇円
同	新生			黄色種葉たばこ二〇% 以上を用いた中級品		一〇本	二〇円

同	ゴールデン ツト	長さ 七〇ミリ 内周 二四ミリ メートル	黄色種葉たばこ二〇% 以上を用いた下級品	一〇本	一五円
刻み たき きよ	細刻み	在来種葉たばこを用い た中級品	二〇円		
同	みのり	同	在来種葉たばこを用い た下級品	一〇グ	一五円
同	富貴煙	細刻みくずの選別品	一〇グ	一五円	
パイ ア 桃 山	荒刻み	黄色種葉たばこを主原 料とし特殊加工を施し た上級品	五〇グ	一五〇円	
同	日光	在来種葉たばこ及び パール種葉たばこを 主原料とし特殊加工を 施し黄色種葉たばこ 二〇%以上を配合した 中級品	四〇グ	五〇円	
葉 巻 た だ こ	長さ 一一八ミリ メートル 太さ 一七ミリ メートル	マニラ葉を主原料とし た中級品	五本	一五〇円	

附則
この法律は、公布の日から施行する。

国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求めるの件
国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求めるの件
左記企業用財産を公共福祉用財産とすることについて、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十三条の規定により、国会の議決を求める。

記

一 所在 栃木県上都賀郡日光町大字日光宇日光

区分	種	目	数	量	価	格	評	価	格	備考
土地	敷	地	一	坪	三、四〇〇	円				現況 森林
立木	材	積	三、六〇〇	石	一、三〇〇	円				

建物	住宅建	建坪 一〇〇坪	延坪 二六〇坪	三、四〇〇	円	一、七〇〇	円			
計				六、四〇〇	円	二、三〇〇	円			

二 所在 長野県南安曇郡安曇村宇上高地	区分	種	目	数	量	価	格	評	価	格	備考
土地	敷	地	一	坪	一七〇	三、四〇〇	円	一、六八〇	円		現況 森林
立木	材	積	一、三〇〇	石	五九〇	八、三〇〇	円	二、五二〇	円		
計					三、三九〇	二、五二〇	円				

○愛知府委員 ただいま議題となり

ました製造たばこの定価の決定又は改
定に関する法律の一部を改正する法律
案及び国有財産法第十三条の規定に基
き、国会の議決を求めるの件につきま
して、その提案の理由を御説明申し上
げます。

まず最初に製造たばこの定価の決定
又は改定に関する法律の一部を改正す
る法律案につきまして御説明申し上げ
ます。

この法律案は、日本専売公社製造た
ばこの最高価格を定めている価格表の
改正を内容としたものであります。そ
の概要を申し上げますと、まず日本専売公
社が昭和二十八年四月から新たに発売
することとなる二つの両切紙巻たばこ
富士の最高価格を決定することであり
ます。富士は、外国たばこに對して、
高級たばこの需要を充足するとともに
に、たばこ専売益金の増加をはかるた
め発売するのであります。従つて品質
も優秀なものでありますので、外国た

ばこの小売価格及びピースとの品質差
等を考慮して、十本当り六十円とい
つた。

次に朝日、ピース、光、桃山及び日
光の最高価格を、昭和二十六年に値下
げを行つた現在の小売価格に一致させ
ることとして、また、現在製造及び
販売を廃止しているいこい、ハッ
ピー、きんし及びのぞみの最高価格
を、日本専売公社製造たばこの価格表
から削除することとした次第であり
ます。

以上がこの法律案の提案の理由であ
ります。

次に、国有財産法第十三条の規定に
基づき、国会の議決を求めるの件につ
きまして御説明申し上げます。

日光国立公園及び中部山岳国立公園
については、その景観を保護し、環境
を利用して自然生活を享受できるよ
う、施設の整備充実をはかつてきたの
であります。今般栃木県上都賀郡日

光町及び長野県南安曇郡上高地に所在
する農林省所管の企業用財産である国
有林野の一部について、国立公園計画
に基く集団施設地区として総合的な管
理運営をはかる必要が生じたのであり
ます。

すなわちこの両区域は、それ／＼日

光国立公園及び中部山岳国立公園の中
心地でありまして、その景観はきわめ
てすぐれ、もつぱら国民のレクリエーシ
ョン及び外客の観光等大衆的に利用さ
れておるものでありまして、その利用
者は毎年激増の一途をたどつておる現
状であります。従つて、今後公共福祉
用財産としてこの集団施設地区の施設
をさらに整備充実することは、その利
用価値を増し、国立公園事業の目的達
成のため最も適切な措置と認められま
すので、これら農林省所管の国有林野
を厚生省所管の公共福祉用財産とする
ことについて、国有財産法第十三条の
規定により提案して次第であります。

以上が、この法律案及び議決案の提
案の理由であります。何とぞ御審議
の上、すみやかに御賛成及び御承認
くださいますようお願い申し上げます。

○奥村委員長 本案に對する質疑は次
会に譲ることいたします。

○奥村委員長 次に、所得税法の一部
を改正する法律案外七税関係法案を一
括議題として、質疑を続行いたしま
す。

なおこの際、先日宮崎靖委員から御
質問されたことに對して、愛知大蔵政
務次官からの御答弁がなお保留されて
おつた部分がありますから、本日その
御答弁を願います。

○愛知政府委員 先般の本委員会におきまして、官廳委員から日米通商航海条約の交渉の経緯を詳細に承知いたしました。なお特に大蔵省の關係といたしまして、たとえば外国銀行の活動等に対する考え方、その中の例としては、たとえば信託の受益証券を外銀が買受けているが、これらに対する意見があるに違いないが、どういふふうな考え方を持っておるかというお尋ねがございました。その点につきまして、前回の答弁を補足させていただきますと思ひます。

日米通商航海条約につきましては、一昨年の末から外務省を中心として関係各省間において検討が進められ、昨年二月から日米間に非公式な予備的折衝が進められて参りました。この会談は昨年十一月下旬に一応終了したのでありますが、なお二、三の点について日米両国間に意見の調整を行う必要がある問題がございます。これは、おおむね意見の一致を見ているのでございす。主要な問題についての交渉の経緯は、以下申し上げる通りでございます。

第一に、内国民待遇を与えなくともよろしい業種として、米國側は当初通信、航空、海運、自然資源開発、預金、信託業務というようなものを主張いたしましたのに対して、日本側は、鉄道、長距離輸送、造船、公益事業——ガス、水道、電気等の公益事業であります。これに加えることを主張いたしました。先方も了承いたしました。

次に不動産の取得に關しましては、兩國のそれ／＼の法律に従ふことを先方も了解いたしました。

第三に、なお未解決の問題として次のものが残されております。その一つは、米國人の円による株式取得の問題でございます。米國案によりますと、右の制限業種以外の株式については、それを円によつて取得することも当然認めることとなりますが、現行外資法は外國人の円による旧株の取得を認めておりませんので、この点が日本經濟に相當影響を及ぼすおそれがありますので、目下検討中でございます。

その二は、公企業と私企業との關係の問題でございます。米國の私企業が日本にありまする場合、かりに同種の企業を國營としたというふうなとき、公企業に与える待遇を米國の私企業にも与えるように米國側は要求しておるものでありますが、日本としては、そのまゝの要求には応じがたいと考えておるわけでございます。

その三は、銀行業の問題でございます。米國側は預金信託業務のほか、貸付業務等についても内国民待遇を与えるよう要求されておるのであります。また預金信託については、すでに米國側銀行に認められたものは一応既得権として尊重することを希望しておる次第でございます。

その四は、為替管理の問題でございます。米國の案は米國人に送金いたします場合、相手國通貨による旨規定しておるのでありますが、たとえば米國人のボンドによる投資等の場合を考えると、ドル送金のみすることには無理がありますので、これらの点についてはさらに折衝したいと考えておる次第でございます。

なお特に御指摘がございました外國銀行に對しましては、わが國の銀行と差別的な考え方はしてないものであります。しかしそれ／＼の性質と機能に應じまして、この活動分野にはおのずからなる差異があることはもちろんであるといふことを基本的な考え方としておるわけでございます。なお昨年十二月末までに外國銀行が買ひ受けた受益証券の額は二千八百萬円でございました。

次に外資の導入につきまして、最近向井蔵相が、外資は入らなくともよいと聞えるような趣旨の談話を発表いたしました。これは事實だと考えられますので、この際外資導入について大蔵省としてどういふふうな根本的態度をとっておるか、それについて承知いたしました。なお外資法の改正については、これらとの關係でどの程度のお考えを持つておるのであるかというのが、その第二の御質問の趣旨であつたと思つてあります。外資導入についての大蔵大臣の談話の趣旨は、日本經濟の自立とその健全な発展、及び國際収支の改善に寄与する外資につきましては、もちろんその導入に大いに努力すべきであり、また歓迎するものであります。これは外資のみに依存するといふ意味ではなく、かりに外資が入らないといひましたとしても、日本經濟の健全な発展に十分な努力をすべき心構えを持たなければならぬといふ考え方を現わしたものであると思つてあります。現在までに民間外資として導入されましたものは、技術援助契約二百五件、株式持分の取得約九十二億圓、貸付金債権の取得約百二十億圓でございます。

て、民間外資としては少からぬ額と思われるのであります。なお現行外資法を改正するかいなにかにつきましては、日米通商航海条約に關する日米間の話合の結果を待ちまして、さらに検討をすることといたしたいと考えておる次第でございます。

以上先般の答弁に補足いたしました。御説明申し上げた次第でございます。

○奥村委員長 質疑は通告順にこれを許します。佐藤觀察次郎君。

○佐藤觀察次郎君 昨日の公聴會に現われたいろ／＼な意見を聞きますと、現在一番困つておるのはやはり中小工業者が一番困つておられて、同じ中小工業者と申しまして、最近法人の組織が非常にふえてきて、そのために今度の法人税の改正の中で、中小工業者を助けるような方法で、法人税を大企業の法人と中小企業の法人と何らかの區別をする意思がないかどうか、その点についての渡辺主税局長の答弁を願ひます。

○渡辺主税局長 答へいたします。中小企業の負担の問題につきましては、われ／＼も常に重大な関心を持つて検討しているのでございます。御承知のように最近小さな法人が大分ふえておりますが、これら法人内の傾向を見て参りますと、やはり個人である場合よりも法人である方が、ほかにいろいろの理由があると思ひます。企業の經營の合理化の面がやはり果されたいといふような理由もあると思ひますが、一つはその方が負担が安いといふことも一つの原因じやないかと思つております。従ひまして個人企業と法人の企業といふものとの比較で行きますと、むしろ中小企業で、個人が法人になつて行くような場合におきましては、むしろ個人並の課税をすべきではないかという議論も実は一部にあるような程度でございます。しかしわれ／＼決してそれは賛成してないところでございます。同時に、逆に今度は大きな法人と小さな法人と法人税の税率をかえたらどうかという議論につきましても、いろいろ検討しておりますが、現在としてそれに賛成するような結論が出ておりません。現在の法人税の税額は、御承知のようにいわばイギリスの所得税における法人に対する所得税と同じように、法人の方で課税しておるといふのは、終局的には、これは個人に課税するそのかわりに法人に課税して行く、こういうふうな性格のものになつております。従ひまして法人でもつて課税した分、これも結局は個人の負担になるのだ。大きな会社におきましても、最近の状況でございます。ずいぶん株式が民主化されるといいますか、大衆化されておまして、小さな所得の方にも相当株が行き渡つておる。そういう点を考へてみますと、大きな法人と小さな法人といつたものにつきまして差別をつけることがはたして適當かどうかという点につきましては、相當検討の余地があると思つております。現在大きな法人と小さな法人につきまして、きつめてわすかではあります。課税の差別をつけておる例は、アメリカの法人税に見られるのでございますが、そのアメリカの法人税は、ちやうどシヤウア勧告前の日本の法人税と同じように、法人は法人で独立した納税の義務があるといふか、納税能力、担税能力

較で行きますと、むしろ中小企業で、個人が法人になつて行くような場合におきましては、むしろ個人並の課税をすべきではないかという議論も実は一部にあるような程度でございます。しかしわれ／＼決してそれは賛成してないところでございます。同時に、逆に今度は大きな法人と小さな法人と法人税の税率をかえたらどうかという議論につきましても、いろいろ検討しておりますが、現在としてそれに賛成するような結論が出ておりません。現在の法人税の税額は、御承知のようにいわばイギリスの所得税における法人に対する所得税と同じように、法人の方で課税しておるといふのは、終局的には、これは個人に課税するそのかわりに法人に課税して行く、こういうふうな性格のものになつております。従ひまして法人でもつて課税した分、これも結局は個人の負担になるのだ。大きな会社におきましても、最近の状況でございます。ずいぶん株式が民主化されるといいますか、大衆化されておまして、小さな所得の方にも相当株が行き渡つておる。そういう点を考へてみますと、大きな法人と小さな法人といつたものにつきまして差別をつけることがはたして適當かどうかという点につきましては、相當検討の余地があると思つております。現在大きな法人と小さな法人につきまして、きつめてわすかではあります。課税の差別をつけておる例は、アメリカの法人税に見られるのでございますが、そのアメリカの法人税は、ちやうどシヤウア勧告前の日本の法人税と同じように、法人は法人で独立した納税の義務があるといふか、納税能力、担税能力

がある、個人は個人でもつて独立した担税能力がある、こういったような考へ方に立つておるのであります。従いまして現在日本では配当に對し、個人が配当をもらひました場合に、もつた配当の二割五分相当額を税金から差引いておられますが、これは法人税が課税されておるがゆゑに、その二割五分を差引いておるのだ、こういう觀念になつておるわけでございますが、アメリカの法人税の考へ方は、全然こういう考へ方をしておりません。將來の問題として、アメリカのやうな、あるいはかつての日本でやりましたやうな法人税をとる場合に、さらにそうした差別をつけることがいかに悪いのか、これは別に新しい議論として提起される問題だと思つておりますが、現在の日本の法人税の建前をとつておる限りにおきましては、それが先ほど申しましたように個人に對しての課税というもののかわりに、法人で課税して行く、こういう姿におきまして、小さな法人と大きな法人とを區別することは、ちよつと適當じやないじやないか、かように考へております。

○佐藤(義)委員 法人税の問題はそのくらいにしておきまして、今度の税法の改正で一番大きな問題は、やはり十四万円以下の人が大体無税になつておつたところが、十八万円以下の人が無税になつた点と、もう一つは、最高所得者の富裕税がなくなつたということでございます。こういう点から、盛んに政府は一千億の減税ということをいわれておりますが、しかし年二、三十万円の収入から三、四十万円、その程度のいわゆる中小企業者あるいは中産階級の人の税金は、そういう大きなな

け声にかかわらずちよつとも案になつておらぬ。こういう点について、政府は一体中小企業者、あるいは日本の健全なる階級である中産階級に對して、税法上にどんなふうをしておるか、こういう点について愛知政務次官に質問したいと思います。

○愛知政務委員 まことに失礼いたしました。要点を聞き漏らしたかもしれません。お尋ねの趣旨は、中産階級については減税の率が少いのではないかと、そういうことかと伺つたのであります。租税及び印紙収入予算の説明資料の三十五ページにもございますが、私どもとしては他の大額の所得、それから事業所得等につきましては家族の構成等を総合的にごらんいたさしますと、私どもの苦心のあとが十分おきみといただけると思つております。税収入を一面において確保したいということ、一面においてできるだけ減税を中小以下の階級に行き渡らせようとする両方の配慮から、まずこの程度のものがわれわれの成案として結果において現われて参つたわけでございます。十分配慮をした結果つくりました案でありますことを御了承願いたいと思ひます。

○佐藤(義)委員 ただいまの愛知政務次官の答弁によりまして、税収入の確保はしたけれども、實際は中小企業とかいわゆる中産階級に對して、何らの考慮が払われていない事實は、この二つの点でもわかるのでございます。少くとも現在大蔵省は、国民所得が昨年より多いということを強く申しておるのと、もう一つは、一般の物価が上つて参りましたので、その比例から参りますると、かえつて増税になるのではな

いか。この税制改革要綱だけで考えましても、まことに数字上においては非常に減税になつておるようでございますけれども、實際の場合にはむしろ増税になつておるやうな面があるのでございませう。こういう点について、一体政府はどういう考へを持つておるのか。愛知政務次官にお伺ひしたい。

○愛知政務委員 この点はよく御議論になる点であります。少くとも今から一年前程度の税制の改正案につきましては、税法上の減税といふゆる予算上の減税と申しますか、その問題は、かなり深刻な問題であつたと私は思ふのであります。最近のCPIの現状その他から申しますならば、實際所得がふえておる分の方が多いためであつて、それにもかかわらず減税ができるのであります。これは具体的に数字をあげて御説明もできるものであります。まづ理論的に申しましても、完全な減税であつて、税法上の減税はすなわち實質上の減税である。税法上の減税という言葉が、今日では特別の意味を持たなくなつたやうに私としては考えます。ただその程度等については、所得の増大に比べて減税になる率がどのくらいになるかといふやうな点については、こまかい御議論はありまして、大局的に申しまして、今度は税法上の減税は即ち實質上の減税である、私はこう答へることができると思ひます。

つ問題にいたしますのは、しからは本年度の税法の改正によつて、昨年度のように――昨年度は御承知のように七百一億という自然増収がございました。こういう点について、一体政府は今度の税法の改正によつて、自然増収を認めておるかどうか。この点についてひとつ答弁を願ひたいと思ひます。

○佐藤(義)委員 今度は渡辺主税局長にお伺ひします。今問題になつております、いわゆる企業組合をつぶす法案について、たびたびこの委員会においても小川委員よりいろいろ質問いたしましたが、なお納税の行かない点がございませう。もう一、二点お伺ひしたいと思ふのであります。それは先ほど渡辺主税局長の言われましたやうに、現在、中小工業が税が非常にえらいので、法人にしようといふやうな傾向があることも、これはわれわれもはつきり認めることができるのでありま

す。しかしこれは少くとも現在憲法に保障されておる国民の基本的な人権によつてやられたものでありまして、これを阻止することは、これはいかなる考へであらうとも、民主主義の政治に反しておると思つております。ところが今度の所得税法の六十七条の二によりまして、こういう国民の根本的な人権を阻害するやうな点があるのじやないか。あなた方は再三そういう意思はないといふことを言われますけれども、少くとも今度のあなた方のこの法律案に現れたものを見ますと、国民の人権を阻害するやうな、非常に悪い法律案であるといふ点が認められるのでございませう。そういう点について、大蔵省はそういうことを意圖してやつておられるのかどうか、国民の自由な法的措置を過度にやつてはいかぬといふやうな考へを持つておられるかどうか、その点について渡辺主税局長に伺ひます。

○渡辺(喜)政府委員 お答えいたします。その点につきましては、本委員会におきまして、私前にもお答えしたことがありますが、従ひまして繰返して申し上げるやうなことで恐縮でございますが、われわれとしましては、企業組合をこれによつてつぶすとか何とかいふことは、毛頭考へておりません。また企業組合をこらなくださいます。また企業組合の設立を阻止するとか、そういうたゞの意圖を持つたものでは全然ございません。ただ現在の税務行政の實際を見て参りますと、企業組合の設立が自由にされてゐるせいもあるものでございませうが、實際は企業組合の本質を備えていないのに、なおかつ企業組合であるといふ看板を掲げていて、その

ゆえに企業組合としての課税上の取扱
いを受けようとする人があるよう
でございます。たとえば九州で問題に
なつておる組合のごときもそういう事
例ではないか。結果がまだはつきりい
たしませんが、はつきりしたことは
申せませんが、そういう疑いを持つて
おります。従いましてそうした関係に
おきまして、税務行政におきましても
非常に苦勞をしておるわけでありま
す。従いまして、健全な企業組合であ
り、それがその企業組合の内容をはつ
きりお示し願へば、もちろん問題は全
然ないわけでございます。ただ実体を
備えていない企業組合が間々ある。割
合としては全体の三割くらいはまだ疑
わしいものとして残つておりますが、
数からすれば相当の数になる。こうい
つたような点がございまして、やは
り何らかの措置を法律の上でもつてつ
くつていただくことによりまして、そ
うした看板だけの企業組合をはつきり
させたい。むしろそうした企業組合
が、本来の姿である企業組合に発展し
て行くことをわれ／＼は希望しておる
わけでありまして、税法として、そ
れを阻止する考えでこの法案を立案し
たつもりでないことを申し上げて
おきます。

○佐藤(調)委員 渡辺主税局長の答弁
は前と同じ意見でありまして、その後
何らの進展を見ておりません。現在の
企業組合は、御承知のように地方にお
いては大体税務署が、はつきりした認
可という点にはなつておりま
せんけれども、企業組合の法人組織と
してはつきりなつておるものは、実際
に現在認めてやつておるわけでありま
す。しかし不良なものは、これは実際

は末端の税務署でも認めていないので
ありまして、今お話のように、保身中の
ものが千五、六百あるものであります
が、そういう点で整理されるのでござ
いまして、これをわざ／＼／＼／＼とい
う法律で縛つて、こういうふうによ
安を手えるという点が、私は今度の六
十七条の第二項に該当するものではな
いかと思つてございまして、少くとも
せつかく中小企業庁が今日まで三年も
四年もかかつてはぐくんで来たところ
の企業組合を、今度の税法の改正によ
つてこういう法律案を突如として出
されたことは、中小企業者に対する大
きないわゆる大蔵省の攻勢ではないか
という点で、各地とも非常に騒いで
おるようなわけでありまして、昨日の公
聴会におきまして、中小企業の代表
者の方から強くこれを指摘されたこと
は、われ／＼／＼同僚委員がひとしく認め
るところでございまして、ああいうと
ころへ大蔵省の方が来てもらへば、ど
こにそういう不安があるかということ
がはつきりわかるのでございまして、
大蔵省の偉い方はお忙しい方ござい
まして、ああいう公聴会には議員以外
は絶対に出て来られない。しかし大蔵
省の方こそ、こういう困つておる企業
者、公述人の話を聞くのが至当ではな
いかとわれ／＼は思つております。そ
ういふ点において、大蔵省がた自分た
ちの机上の案で国民に税金を押しつけ
るということを非難されるのもまことに
当然なことではございまして、そういう
点についてどういふあれをされまして
も、われ／＼は納得ができません。従つ
て少くとも大蔵省当局がそうであるな
らば、地方の末端の税務官吏のごとき
は、これに倍加するような苛徴請求を

やつておるといふことをわれ／＼は認
めざるを得ないといふことをはつきり
申し上げたいと思つております。そうい
ふ点についても、もしこの法案が通過し
ますならば、現在の税務署と中小企業
者の間にはさらにい／＼／＼／＼問題が錯
綜するのでありまして、そういう点に
ついて主税局長はどういふようなお考
えを持つておられるか、質問したいと
思つております。

○渡辺(憲)政府委員 昨日の公聴会
に、私もちよつと出席させていただき
ましたが、ちよつと参議院の方で税法
改正の委員会が始まりましたので、そ
ちらの方へ出席せざるを得ないことにな
りました。つい直接伺う機会を得ま
せんでしたが、私の方の職員はずつと
終始お話を伺つておりました。われわ
れもそれを聞いておりますので、決し
て不熱心であつたわけではないといふこ
とだけ御了承願ひたいと思つております。
それから中小企業庁がいろいろ／＼この
問題につきまして心配していらたので
す。われ／＼と中小企業庁との間に
ございまして十分よく話し合ひまして、先
日中小企業庁の振興部長がここに参り
まして発言いたしましたように、現在
の企業組合といふものが、企業組合と
言いたくないのですが、いわゆる企業
組合の看板を付けておるものの中に、
いわば実体を備えておるものと認め
ておるものと中小企業庁としても認めて
おりますし、またそういう人たちの課
税の問題におきまして税務署が非常に
苦勞をしてゐるという点も、中小企
業庁としては認めざるを得ない立場に
あるようではございまして、税務署で法人
として認めたものと、それからそうで
ないものについては、現在の税制にお

いてすでに區別してゐるからいいじや
ないかという点でございしますが、確か
に一応の區別はしております。しかし
まだ問題は相当残つておりました。同
時にその區別をするために税務職員
の手が非常にその方に食われまして、結
局普通の納税者の方の調査も行き渡ら
ない、税務行政全体の成績が優秀にな
るということができないというのが現
在の実情でございまして、やはり何ら
かこういう規定によりまして問題を
はつきりさせて行く必要があるといふ
ことを痛感してゐる次第でございま
す。

○佐藤(調)委員 今渡辺主税局長お話
になつたのは、いわゆる国税庁、中小企
業庁、主税局長三者の覚書の問題で
ございまして、われ／＼／＼中小企業庁へ
参りまして事情を聞いてみますと、大
蔵省からこういうふうなことを言われ
たからこういう秘密の覚書をとつたとい
ふことで、私もその覚書を見まし
た。しかしこれは各官庁の都合のいい
覚書でございまして、少くともこれが
法律上に現れた効果については、そ
ういふ覚書は一片のほごであります。
従つてわれ／＼は中小企業庁と主税局
長との間にどういふようなお話があり
ましたらうとも、この六十七条の第二項
につきましては納得ができませんのであ
りまして、そういうふうな不良な企業
組合に対しましては私たちが決してこ
れを等閑に付するものではないと思つて
ございまして、できても三年か四年であ
るはずでございまして、企業
組合は今日決して脱税組合でなくて、
真に中小企業の合理化のために努力し

ておるわけでありまして、そういうもの
の取締りについて、何のためにこんな
き／＼／＼／＼い法律をつくらなければ
ならぬかといふことをむしろ、怪し
むのでありまして、これは大蔵当局が
いろいろ／＼／＼／＼／＼を言つてお
りまして、何ら中小企業者に対して考慮を払
つてないという反証でありまして、わ
れわれはこの点をあくまでも追究しな
ければならぬと思つておりますが、大蔵当局
はこの法律案について何らか考へをか
えるつもりはございせんか。この点
についても一度お尋ねしたいと思
つております。

すし、また現在におきましても同じような気持でおるわけでありまして、健全な企業組合が発達して行くことを念願こそすれ、阻止する気持は毛頭ないということを重ねて申し上げておきます。

○佐藤（観）委員 こういう問題につきましては、いずれもう一べんあらためて大蔵大臣に御答弁を求めようと思っておりますので、きようはまだほかの人の質問があることでもありますし、一応これで切切つて保留いたします。

○小川(豊)委員 主税局長にお尋ねしますが、この問題の焦点というのは、結局農民とか中小企業とかの方々は協同によつてのみ存続され発展して行く以外に道はないのである。そういうこととから、私はこういう法案ができ、華勵されて行つたと思うのであります。

ただいまお聞きしますと、企業組合の中に三〇％程度のよくないものがある、そのためにこういう法律案がつくられて行くということでありますが、三〇％程度のよくないものがあるから、こういう法律案をつくるのでなくて、つくるときにこういう組合を育成して行くということに重点が置かるべきではなかつたか。それが逆になつて、この法案は取締りに重点を置くような法案になつて来た。そこに問題の焦点があるのではないか、

（委員長退席、浅香委員長代理着席）
 こういうふうに考えるのであつて、三〇％程度のものがあるとするれば、それいうものをもつと指導してなくして行くということも必要だと思ひます。それによつてまじめに一生懸命共同化

展を阻害することが現われて来るということがわれ／＼の心配するゆえんであつて、この点についてそうでないと、いう理由等があつたら十分にひとつ御解明願いたい。

○渡辺(喜)政府委員　お答えいたします。三〇％悪い組合があると私は申し上げたわけではなくて、三〇％程度まで疑わしい、ほんとうにいい組合だといふのはつきりしたことになつていないものがあるというのが、私が申し上げた趣旨であることをまず申し上げてお

きます。それから、それじやそういう組合はもつと育成強化するように指導して行つたらいじやないか、これは私もさように思つております。同時にそれは税務行政、税務当局の仕事というよりも、おのずから中小企業庁の仕事であるわけでございまして、私は中小

企業庁の線に沿いまして、もちろん政府がそういう線に沿つて努力して行くべきであるということは考えております。同時になおそういう指導、努力にもかかわらず、そういうふうな線に乗つて来ないものもあり得ると思つております。従いましてそういうような場合におきまして、税務行政の方としては、そういうものについてはこれではつきりさせるというふうに、いいものの、悪いものをはつきりさせることが、むしろそういうしたほんとうの企業組

合にならなければ企業組合としての地位は受けられないということをはつきりさせることが、健全な企業組合に促進させる方向に向つて行く一つの道じでないか。従いまして、私はこういう法律ができることは企業組合の発展を阻止するという問題よりも、むしろほ

もちろんこれがその目的のためにできているわけやありませんが、しかし副次的な作用としてほそいういう効果も持ち得るのじゃないか。従つてこれが企業組合の健全な発達を阻止するものではない、むしろ好ましくあります。

○小川(豊)委員　局長さんはそういうふうにと説明されますが、これは解釈の違ひといえはそれまでです。私はこの法案を出した思想というか、趣旨というか、そういうものは税をまず確保するものではない。私はこう考えております。のじやない。私はこう考えております。

といふことと、今言う三〇%程度のものを取締るということに重点を置いてつくられたものであつて、育成して行くという思想が欠けているのではないかといふことが、この問題についてわれわれが質問しなければならぬゆゑであるのでありまして、どうも私もとてなほ、税の増大と税収の増大とを区別して、税の増大は、税収の増大を意味するものではないと、今も思ふ。

ては、税の確保と取締るといふこと以外に、特に重点が置かれた、そういうことから、まじめに一生懸命にこれによつて苦境を脱して行くこうとする組合が相当打撃をこうむり、不安を感じて、むしろ発達なり育成なりというものがかなり阻害されて行くのじやないか、こういうことを心配するのであります。そういうことはあなたの方では心配ないとおつしやるが、私どもの方では非常に心配になる、こういうことなのであります。

○渡辺(喜)政府委員　どうもお言葉頂
返すようで恐縮ですが、私はほんとな
の企業組合がこういう規定によつて發
展を阻害される心配は毛頭持つておれ
ません。それで結局企業組合の実体を
備えないで――極端な事例は私も見て
おりますが、中小企業者が何人か集ま

なものをとりまして、そうして組合の事務所をつくり、それで企業組合だ、こういうたような姿をといっているもの、さうございませう。私はこういうものは企業組合と言ひ得ないのじやないだらうかと思つております。ですから、そろいもものについて、今度は内容が

順々にその点ではつきりされて来れば、税務署はもちろん認めておりませんが、しかしなか／＼そういう点ではつきりさせ得ないような事例がたくさんあるのです。それで前から私は申し上げてゐるのですが、企業組合の方

で、少くとも企業組合である限りにおいては協同組合精神というものがその底に流れていて、従つてそのあり方としては相當の利害關係の共通性がなければなりません。従つてそういう点をはつきりさせていたなければ、もちろんそれでもつて脱務審としては納得し

て、それが企業組合であると今まで考
えて来ているのだ。従つてその点を
はつきりさせてくれというのを申し
まして、なか／＼はつきりさせてく
れない組合がある。結局はそうなりま
すと、われ／＼の方ではそういう実体
がないのじやないかという点を疑うわ
けであります。決して意地悪く、企業
組合の方で出したものを税務署がい
づらに否認するという立場をとつてい
るわけではなくて、なおかつはつきり
と尋ねる場合が非常にあります。

さでない場合が非常にある。従つてそういうものをはつきりさせることによつて、そのえせ企業組合とほんとうの企業組合をわけて考えて行く必要があるのじやないか、これがわれわれの考え方であります。

○佐藤 委員長 渡辺さんは最近まで東京の国税局長をやつておられた方

知つておられるはずだと思つておりましてが、遺憾ながらわれわれは満足することができません。少くとも現在、先ほど申しましたような名目上の企業組合だけならば、これはわれわれも問題にしない。現に税務署はこうい

うものに取合つていないはずであります。そういうものをつかまえて、こういふような法律の中に入れられぬということは、これは今同僚小川委員が心配いたしましたように、非常に間違つた考え方だと思ふ。こういう点でわれ

われはどこまでもあなたのお考えを直したい。少くともわれ／＼はそんな名目上の、ただ会費だけとつておるような企業組合は企業組合と思つていない。今企業組合は五千二百税務署が認めておる——認めておるとするか、今行われておる企業組合はそんなあざむき

かなものではない。こういう点が私な
ちとあなたと考えが違ふ。よく町にあ
る名前だけの企業組合は問題の対象に
していない。こんなものは企業組合で
ない。そこがあなたとはつきり考え
方が違ふということをもう一度追究
たい。

○渡辺(喜)政府委員　そうなります
と、大体基本的なところでは、われ／＼
も今のお話と同じような考えを持つて
おるわけでありまして、私が前から申
しておきますように、税務署が従来企

業組合として法人税の課税を行つて来た企業組合のようなものに対しては、原則としてこれは大体がみんないい企業組合といつていいと思います。ただ多少疑わしいのも残つておりますが、しかしそういうことをあまり言つてとかえつて話がごちゃ／＼となります。

から、少くともそういう企業組合に対しては、この規定を援用することによつて問題をもう一度ひっくり返すというのを毛頭考へていないことは、従来から申し上げていたところでございます。それで、君たちはその残つた分は認めていないからいいじゃないかとおっしゃいます、実はその残つてゐるものについて、なか／＼下部の問題としましては相当に係争がまだ残つております。それで税務署として一応認めないといつておりました、納税者の方では決して納得しないといつて、現在盛んに争ひが起つてゐるわけでありまして、従ひまして、こういう分につきましてはやはり何らかの手を打つてなければ、この残つてゐるものについての問題が片づかないのじやないかというのが、われ／＼の考へてゐる点でございます。

○佐藤(鶴)委員 どうも渡辺主税局長はぼくの意見が納得できないやうなんだが、そうすればこの前久保田委員が言われましたようにこの法律をつくらぬでもいいじやないかということになる。こういう点が考えが同じならば、私もこういう法律はつくらぬでもいいだらうという結論に達する。

○渡辺(喜)政府委員 私はある意味において考えが同じであればこそ、こういう規定をつくつても決して御心配はいらないといふことを逆に申し上げておるわけでありまして、事実私は、こういう規定はこういうふうに通用して行くつもりであり、またされて行くべきものである、決して現在企業組合として税務署が認めておりますものをこの規定によつてどうしようという

気は毛頭ないといふことを、重ねて申し上げておる次第であります。

○内藤(友)委員 それは渡辺さんの考へておられることと、皆さんが心配しておられることと、見ておるところが違ひのですね、正直に申し上げますと……あなたは決して悪いお考えじやないと思つてゐますが、こういう法律であります、税務署の第一線は、えげつないことを盛んにやる。そうしていいやつまでもそういうことによつて圧力を加えてだめにしてしまふ。それが心配なんだ。それは現実におかれ／＼は地方におつて税務署の人たちのやつておることがわかるものでありますから、そういう人について鋭い刃物を持たしたらいよいよこれはたいへんなことになるのじやないか、こういう心配なんです。それからあなたは、いやおれの方の税務官僚は善人ばかりなんだから、お前たち心配なさるな。だからこれだけ議論したつて、これは現状認識の違ひによつてこういう議論が出て来るのだ。私はやはり企業組合でも名前だけの安なやつは、こゝに脱税を目的とするやうなやつは考へなければならぬと思ひます。思ひますが、あまりにそれに汲々としまして、善良な組合までにあなたの方の税務署の第一線の人たちがえげつないことをしますと、せつかく伸びようとするそういうものがだめになつてしまふ。それは考へなければならぬのじやないか。そういうやうなことからこの法律を見ますと、少し手きびしい。自由党の皆さんは小さなやつはつぶれてもいいのだ。それは自由党の性格が、自由資本主義経済を尊んでおるのだからしかたがない。そういうことから

じみ出でることなんでしょうから、納得はできませんけれども、しかし物事を考へなさるにはもう少し徐々におやりなさい。手きびしくびたつと行くべきものではない、もの改革でも私はみなそうだと思う。だからそこあたりをもう少しお考えなさつて、できるだけいい方向に向うのではあるけれども、弊害が少しも起きないようにしなければ、そうしていいところを持つて行くようにしなければならぬのじやないか、こう私は考へるので、その点は渡辺先生は非常に御良心的な方で、前の平田さんに比べると私は実際敬服しておるのですが、そこあたりを、あなたは第一線の税務署を見ておられた方ですから、私は全幅の信頼をするのですが、やはりそういうことをよく御認識いただきたいと思つております。

○渡辺(喜)政府委員 今の内藤先生のお話になりました点については、私も問題があると思つております。従ひまして私は平田長官に前回も出てもらひまして、あの答弁が十分皆さん方を納得させるだけの発言であつたかどうか疑問だと思ひますから、もう一ぺん委員会に平田長官に出てもらひまして、この規定については特に注意した使ひ方をする、ないし末端までその趣意を行き渡らせる、こうしたことについて少くとも長官あるいは大臣が相当の責任を持つといふことをはっきりさせないと、これはあふない武器じゃないか。その御心配はよくわかると思つております。それでその点につきましては、これはわれ／＼役所の中の問題になります、これはわれ／＼が法律をつくり、執行機関として国税庁があるわけですが、国税庁がその点についてほんと

に責任を持つてくれないと、われ／＼の方としては国会にぜひこれを通していただきたいとお願ひするわけにいかぬといふことは、繰返し／＼国税庁の方には申しております。従つてその点について、平田長官からはつきりした答弁をする機会をつくりたいと思ひ思つております。

それから物事は徐々にやれ。確かにお説の通りでございます。従ひまして、企業組合の問題が相当われ／＼の方の税務の問題になりましてから、実はことしですでに三年目になつております。過去におきましてずいぶんごたごたいたしました、執行機関として、早くこういうふうな規定を法律でつくつてくれといふことを主税局の方々に何回か言つて来ております。しかしとにかく執行機関の手でもつて何かやれないかといふことで、実は過去三年間やつて参つたのです。それでい組合と、悪い組合——と言つていいかどうかわかりませんが、とにかくそう認められるものが順々にふえて参つたのであります。ただ残つた組合について、とてもこれ以上執行機関ではやり切れないから、何か法案に盛り込んでくれといふことが国税庁の強い要求でありました。従ひまして法案に盛り込む限りにおきましては、これが運用につきまして、皆さんの御心配もいろいろあるやうと思ひますから、決して御心配をかけないやうに、少くとも長官がしつかりした責任を持つといふことをはつきりいふ席でもつて言明しなければ、おそらく皆さん方も御納得できないだらうといふことは、私は国税庁の方には申しております。従ひましてその執行の点について、ことに細心の注意をもつてやり、同

時に責任を持つかといふことについては、これは私直接の責任者でございませぬし、長官あるいは大臣がはつきりこの席で言明すべきものではないかといふふうにお考へておりますが、これは別途その機会を得たいと思つております。

○内藤(友)委員 渡辺先生のお心持はわかるのです。そういうふうにして国税庁長官も大臣も、特別に御心配なさつておられるといふこと自体が、この法律がなか／＼すつと行くものではな

のではないという趣旨を十分徹底させておきたい。その運用についてはきわめて慎重なる配慮をなすべきものだと思っております。

○久保田委員 今内藤委員からお話がございましたが、渡辺さんはこちらからお尋ねいたしますと、企業組合を育成するものだ、つづきものではない、こういうふうにお答えになります。だがこの三条の二と、六十七条の二項の条文を見ますと、これは育成成ではございませぬ。この間も私が申し上げましたように、これでは完全につづきされてしまふ。それから質問される方がよく企業組合、企業組合と申されますけれども、この三条の二と、六十七条の二項には、これは合名会社、有限会社、協同組合、その次に次ぐべきものは企業組合なんだ。こうした人々がこの法によつてつづきされるというのなら、渡辺さんどうお考えになりますか。私はこの前にもこの点をあなたにお伺ひしたのです。この点で日本の零細業者は全減なんです。ここに独禁法の改正として、十八億という富税をとりなすようにして、そのしわ寄せを零細業者の人たちの頭にかぶせようとしておる。だから私はこの問題についてはぜひ両方とも削除してもらいたいということをこの間からお願ひしておるのでございまして、その点ひとつ考え直して、いい答弁をいただきたいと思うのであります。

○渡辺(重)政府委員 三条の二の関係は、われ／＼の方ではこう解しております。現状におきましてもやはり法律上の名義人と、実際の利益の享受者が異なる場合におきましては、利益の享受者に課税するという建前をとつて来

ております。それは所得税法の底を流れては本質的な考え方であるというふうに考へております。従ひましてこの間も申しましたことで恐縮でございしますが、たとえば会社の株式を重役が便宜名義上持つてゐるという場合がございします。一応その株式を発行した方の会社からいへば、重役が株主であるわけでありまして、形式的には重役に配当が行くわけでございます。それで形式的にやがていふ言ひますと、今度は重役から会社の方へ配当をどうこうするといふ問題が出て来るのかも知れませんが、しかしとにかく配当が会社の方に入つていけば、われ／＼の方としては重役に課税すべきものであると見て、会社に課税すべきものであるというふうな実態をにらんでゐるわけでございます。しかしそういう事態におきましても、現在の合名会社とか合資会社とかいふ会社の組織を無視して、税法の運用をやつてゐるわけではございません。従ひましてそういうたゞの場合における関係について、これは中にはそういうふうな疑いを持つようがあるかも知れませんが、なか／＼そこまでするまいとどうこうするといふことになりまして、問題も多うございします。われ／＼としましては一応合名会社とか合資会社とかいふものにつきま

考へ方は持つております。またこれによつて解釈もしております。従ひましてこれがそう大きな問題に発展して行くものではないと考へてゐるわけではございません。ただ最近たまたに見られますのは、企業組合だと風当たりが強いから、全然同じことを今度は

有限会社でもつてやろう、それもやはり回避的な関係でやつてゐるらしいのですが、そういうものもあるようでありまして、こういうものはやはり企業組合の形態をとる場合と同じように考へて行くべきではないか、かように考へておりますが、この規定をそう大きく広げて、会社形態も全部否認してしまふといふような考へ方は全然持つておりません。

〔浅香委員長代理退席、委員長着席〕

○久保田委員 第三条の二と六十七条、これを先ほど申し上げました合名会社、有限会社、協同組合、企業組合、この団体等とのことをあげまして私とお伺ひしたのでございしますが、渡辺さんはただ合名会社と有限会社だけのことにしてお答えをいたされたのであります。従ひまして協同組合あるいは企業組合、これらについて私が伺ひしたい。同時にもう一つ関連質問としてお伺ひするのは何ですが、ついでですからお伺ひいたしますが、そういう意味から伺ひいたしました、新しくこうした法律を出されましたその意味が私たちにどうしても理解できない。それを私たちにわかるようにひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○渡辺(重)政府委員 どうも私の説明が下手なものですから、何回か同じことばかり申し上げまして非常に恐縮ですが、協同組合とか企業組合とかいふものは、ほんとうの意味の協同組合、企業組合であれば、そこに独立した人格を持つわけですから、従つて今度は組合員へ企業組合を経営利益が帰属して行きます。それは企業組合から

もらふ俸給なり、配当なりといったような姿においての利益の享受でありまして、企業組合へまず第一次的に帰属する、あるいは企業組合からもらふ、こういうふうな関係でありまして、そして事業の所得そのものがその方に直接帰属するといふ考へ方は持つておりませんし、また解釈すべきでないと思つております。従ひまして、ここに法律上の名義人と實際上の利益を享受する者が違ふといふものは、そうしたいわば間接的な関係において違ふ場合、これは株式会社にしても同じだと思ひますが、株式会社でもつて利益があつて、そしてその配当が行く。これはまわりまわれば結局株主が利益を享受するものだと思つております。それで現在の法人税におきましては、そういうふうなイギリス式の法人税の考へ方をとつてゐるわけですから、法人に課税するのは、まわりまわつて株主に課税するのと同じことだといふ考へ方があります。従つて二割五分引いておるのであります。終局的には利益は帰属すると思つておりますが、しかし第一次的にと申しますか、少くとも第一次の利益の享受者は会社である、こういう考へ方が成り立ち得るのじやないか。同じことがほんとうの意味の企業組合なり協同組合にも言えるのではないかと。しかし企業組合を通し、協同組合を通して組合員が今度は第二次的に利益を得る。そこで今第三条の二で私どもが規定しようとしてゐるのは、そういう間接的な関係をとらないで、事実上直接その人自身が事業主であり、事業の所得を持つてゐる人が、かつこうだけ協同組合のかつこうを

つてゐる、こういうのは困るというわけでございます。その終局的な利益はそちらへ行くのだから、それはみな否認するのだという意味には、私は法律の上からいつても説けないし、また決してそう解釈するつもりもございせんし、運用するつもりもございせん。

○小川(半)委員 議事進行について……。実は今朝早朝から、本日の大蔵委員会に銀行局長に出席するように要求してあつたのですが、いまだに銀行局長は出席しない。ただいま連絡者の報告によりますと、他の会議に出ておつて大蔵委員会には出席できないといふようなことですが、一体国会の委員会といふものはそういう権威のないものか。委員長どう思ふか。国会の委員会に、他の会議のために出席できないといふように、国会の委員会が著しく軽視されてよいのかどうか、委員長はつきり答えてください。

○奥村委員 答へたいいたします。小川半次君の御要求に應じまして、委員長としてさう銀行局長を要求しておるのであります。小川委員にはお伝え申し上げておきますように、ただいま銀行局長は、小川委員の御質問の問題に關して法務省と連絡會議を開いておるということでありまして、それがためにしばらく御猶余が願えないかどうかといふことで、ただいま折衝しておつた最中でありまして、そこで、小川君の非常な強硬な御要求でありますれば、會議を途中で中断してでも要求いたします。そこで、御承知の通りただいま十二時になりましたので、時間の関係上いかがでしようか、一時間開會早々にこゝへ出席せよといふことで……。

○小川(半)委員 待てない。すぐ呼んで来てもらいたい。大体最近委員会を政府委員の連中が監視するような傾向がある。時間通り来たことがないやないか。失礼ですけれども、私なんかいつでも時間通り来ているけれども、大蔵委員会の政府委員の連中なんか時間通り来たことがない。こんなことで国会のこの重要な審議ができると思うのですか。もし政府委員の連中がそういうふうな委員会を監視するならば、われわれもつらみがある。

○奥村委員 暫時休憩いたします。午前十一時五十九分休憩

午後零時八分開議

○奥村委員 休憩前に引続き會議を開きます。

所得税法の一部を改正する法律案外七税関係法案を一括して議題として質疑を続行いたします。久保田鶴松君。

○久保田委員 朝方から私がお尋ねいたしました点に対して、企業組合はあなたが考えていらつしやるような方法で今日やつておる。それは国税庁から出されました九原則に基いて、その記載等の方法等をつとて来ている。それで企業組合というものは、今日認められおるものが大分ある。それであるならば、この九原則に基いて今日の企業組合というものが認められるまでに至つておるのであるから、この三条の二あるいは六十七条の二項、六十七条の二を削除されて、あの九原則なるものをこれに入れかえられて、そうしてやつて行くということであれば、あなたの考えも私の考えも同じこと、と同時に、この企業組合というものを大蔵省あるいは国税庁が育成して行くという

ことの、あなたのいろいろお話しになりました点に当てはまるのではないでしようか。私はそういうふうに思っています。だからこの三条の二とそれから六十七条の二項、六十七条の二を削除されて、九原則に入れかえるようにする御意思がございませうか。ぜひそうしてもらいたいと思う。

○渡辺(書)政府委員 率直に申しまして、九原則も確かに一つの道だと思つておりますが、しかしその内容を一応検討して参りますと、通達であるから書けるようなものの、内容的に見ましても形式的に見ましても、あまり実態をつかんで、実態としての基準になつていないような幾つかのものも入つておるわけでありまして、なか／＼あれでは最後の――ほんとうの意味の企業組合ですと、ああいうものがなくなつて別にはつきりわかるわけでは、大体あれによつてほんとうの実態を備えていく企業組合につきましては、今まで税務署も納得して法人税を課税しているわけなんです。ところが残つております幾つかのものになりますと、あの九原則ではどうも話が全然行き詰まつておるというのが実情でございまして、この執行の問題につきましては、私、自分が東京の国税局長をこの間までやつておりましたので、多少の事例を申し上げておりますが、この点につきましては、むしろ国税庁長官からよく御説明申し上げるのがあるいはいいんじやないかと思ひますので、至急国税庁長官の御出席を求めまして、現在の課税がどんなふうな実態になつておるかという点について御説明申し上げます。かように思ひます。

○久保田委員 渡辺局長は、これは国税庁長官の平田さんにこの問題を聞いてくれとお逃げになりましたが、しかしこの問題については、局長自身が今日まで東京の国税局長としておられたこと等もやつて来られた経験者であられると私は思うのです。そういう意味から、主税局長としてこの問題に対して、幾つかの今後つておられます組合は、この九原則では話合いができません、こゝろいろいろお答えでございまして、これを法文化することにいたしました。これに当てはまらなければそれは認めないと申されました。幾つかの組合はこの法に当てはまらなければ認めない。今日すでに認めていないのだから、そういうことでいいんじやないでしようか。そういうことで平田さんに別に御相談なさらずとも、あなたが主税局長としてこれをおきめになつたらいひ私は思ふ。

○渡辺(書)政府委員 私が国税庁長官に説明してもらつた方がいひと思ひのは、現在企業組合の課税において、税務行政においてどういうトラブルがあるかといつたような意味の点は、これは国税庁長官の方が現場でその責任を持つておりますから、従つて平田長官の方から説明してもらつた方がいひんじやないか、かような趣旨で申し上げたわけでありまして、立案その他につきましては、私がどこまでも御答弁いたすべきものだと思つております。

○久保田委員 どうでしよう。それじやひとつあつさりそういうことにしようじやありませんか。九原則を法文化して、第三条の二とか、あるいは六十七条の第二項、六十七条の二は削除する、こういうことにしようじやありませんか。

○渡辺(書)政府委員 せつかくのお言葉でありまして、遺憾ながら私としては賛成いたしかねます。

○久保田委員 今せつかくのお言葉と、こゝろいろいろを申されましたが、私たちは国民代表として先ほどから申しておりますように、合名会社、有限会社、協同組合、企業組合、日本の零細業者がほとんどこれに入つておるのであります。これは社会党、改進黨、自由党といへどもこの法案にはおそろく賛成はなさるまいと思ふ。だから局長は立案者であつてこれを通そうとなさいまして、これを通しますと、日本の零細業者が全部殺されてしまふ。前にも申しましたように、あなたが第二の池田さんのようなことをなさるといひへんです。(笑)だからそういうことをなさらないように申し上げておるのです。

○渡辺(書)政府委員 私はこれによつて日本の零細業者がつぶれるなんということは毛頭ないと思ひます。もちろんそういう意圖でつくつた規定でもありませんし、そういう意義のものでない。しかしこの点につきましては、過般来る申し上げておりますので、詳しいことは省略させていただきます。

○平岡委員 今の関連質問でございしますが、中小企業等協同組合法におきましては、企業組合を明瞭に認めております。ところが今回の改正法をもちましては、所得税法においてこれを否定するといふ矛盾が出て来ます。道を譲るべきは一体どつちなのであるか、私はその点を質問したいと思ふのであります。しかも所得税法におきましてこれを否定する理由がまことにわれ／＼は納得できないのであります。すなわち企業組合の中の三割程度がきつめてどうにもならぬ怪しげなものである。かような点がその理由となつておる。おいては、まことにわれ／＼は強硬とせざるを得ないのであります。法の通念におきまして、十人の凶悪犯人をたといとらえそなうことがあつても、一人の無実の罪人を出すなと戒めておるのであります。しかも発生史的に見まして、この零細なる企業組合のメンバーというものは、ドッジ・ラインの超均衡予算の犠牲者であります。これが何で恐れ多くも法を犯して税をのがれようとか、さうな奸知にたつてのことではなしに、生活権の擁護から、自分の生活権の真のどん詰まりに立ちまして、何とか生きて行こうと一生懸命もがいたあげく、さうした機運がそこに認められて、企業法人というものがつくられた。この動機の中には、確かに税負担を軽からしめようという動機が入つております。しかしさういふところに持つて行つたのは政治が悪く、いわゆる民を網するものである。そこへ追ひ込んでおいて、それを罰して行くといふようなことでなしに、せつかく中小企業等協同組合法というものができて、これを育成して行くという立場にありますから、それと並行しまして、所得税法におきまして、さうしたか弱い中小企業者を救うところの大きな観点に立つべきだと思ふのであります。その意味で今回の第三条の二とか、六十七条二項、六十七条の二というような点は率直に撤回願ひたい、私はかように考えます。しかも六

十七条の二というふうなことはずいぶん立ち入り過ぎてゐる。たとえば米屋さんの企業組合ができたとして、そのメンバーの二分の一以上は過去において米屋を営んでおつたからそれはいかぬとか、そういうふうなことがありますと、あなたは非常に良識を持つてこれを立案されたかもしませんが、税の担当の下部の執行する人たちがかつてに拡張解釈しまして、企業組合を根本から否定するような結果が予想されるのであります。動機がいかにあろうとも、結果においてはこうした企業組合を初め、あるいはそれ以上有有限会社とか合名会社すらも全部壊滅させる懸念のある法案というものは、まさに悪法案でございますから、この点率直に御撤回いたしたい、かように思うのであります。

○渡辺(喜)政府委員 私、この規定が健全な企業組合を否認するものでもないし、またその発展を阻害するものでもないというのをどこまでも確信しております。所得税法で否認してゐるというふうな感じをお持ちのようでございますが、別に所得税法で企業組合を否認するとかしないとかいうことを考へておるわけではございません。六十七条の二ですか、それにおきまして、一応こういう姿のものとして推定するといふわけでございまして、これがもしみなすなうといつたらこれはとんでもないわけでございますが、一応推定する、従つていわば保証責任が相手方に移るというだけのものでございまして、同時にその企業組合が先ほど来申しておりますように、企業組合としての実体を備へている場合におきまして、それをどうこうということは毛

頭考へてゐるわけではございません。従ひまして、遺憾ながら現在におきまして企業組合の実体を備へていないと、なおかつ企業組合だといふ主張をしてゐる方がございしますので、それにつきまして税務上のいふやうなトラブルが起きておりました、税務執行の上について何らかの措置が必要である、かように考へまして、保証責任を相手方に移すことだけは実際において許されていいのじやなからうか。それが企業組合であれば、もちろん企業組合としての課税を行いますし、企業組合でない場合におきましては、そうでない場合の課税を行う、これだけを考へてゐるわけでございまして、別に企業組合を否定する気持もございませんし、企業組合の発達を阻止するつもりもございません。

それからなお下部の者がこれを拡張解釈するとか、あるいはそれによつて非常に危ういことになりはせぬかという御心配につきましては、私が先ほど来申し上げておりますように、執行機関としましては、どこまでもこの規定の運用につきましては十分慎重にやるといふことを言つておりますが、国税庁長官などから、直接その点についてのはつきりした言明をこの席でする機会をつくりたいと思つております。

○平岡委員 第六十七条の二、これはおそろくおかしな法律です。過去においてその事業をしておつた者と、かゝるいふものを、こうしたきわめて人権侵害の疑いのあることを具体的に織り込んで行つたならば、これを根拠にして、税務の徴収執行者といふものは拡張解釈——拡張じやなしに、このまま

で適用しても、相当企業組合に脅威を与へておる。つまり所得税法において企業組合を法人として認めない、そういうことに馴致される可能性がある、さういふに思ひますが……。

○渡辺(喜)政府委員 私頭が悪いせい、どうもよくわからないのです。保証責任を相手方に移すといふことは、ある場合においては許されていいものじやないだらうかといふふうに私は考へております。それはどこまでも実体によつて課税して行くという手は、これはそのまま続くわけでございまして。また問題は、税務署の方で一から十まで立証しなければならぬか、あるいは納税者の方である程度立証の責任を負つていただくか、結局六十七条の二の趣旨は保証責任だけの問題でございまして、それ以上に実体の課税に就いてそれをどうこうするといふことは、全然考へてゐる規定ではないのですから、従つてこの規定ができることによつて、課税の実体がかわるということはありません。これはあり得ないじやないか、かように考へておるわけでありまして、ただ執行の面になりますと、保証責任の問題のときに、今度はそれで納税するとか、納税しないとかいふ問題が、お互いトランプの元になりはせぬかと思つて、これにつきましては相当慎重に取扱つて行くべきものだといふことは、これはあり得ると思つておりますが、ただ問題は保証責任をどちらに渡すかといふだけでございまして、決して実体に就いて、これをいふとか悪いとかいふ問題になるわけではございませんで、まして企業組合を所得税法で否認する規定だと思つておりませ

ん。

○平岡委員 保証責任がどつちにあるかの問題についてきわめて簡単におつしやいましたが、中小企業者の人たちはそれほど法律にも詳しいわけではなないので、保証責任の所在がかわるといふことは、実際大きな不当な重圧であるわけですね。大法人であつたら税務対策にそういう専門的なスタッフすらも用意しておくけれども、今の保証責任がどつちかに移るだけで、それは何でもないのですといふことは、それは渡辺さん自身の知識のレベルから考へておるのです。それは確かに法的に純理をもつてそういうふうに討議すれば何でもないことも、實際上においては大きな脅威になるわけですね。それが政治なんですから、そういう点を特に御考慮いただかなければならないと思ふのです。それでしたら富裕税のごときは、今の保証責任のやり方一つによりまして、徴税することにめんどくさいからといふことで、要するに便宜主義が富裕税においては理論的観念を駆逐してゐる。そういう点から照し合せてみましても、あなたのやつてゐることは一貫してゐないと思ふのです。やはり中小企業者自身はもと／＼弱いのですから、むしろあなた方はカバールして行くという気持で、あなた方が予想する以上に多くやつて行かなければ均衡がとれぬと思つておる。いづれにしても保証責任の所在がかわるだけであるが簡単におつしやいます、そのこと自体が非常に大きな意味を持つことを御考慮いただきたいと思ふのです。

○渡辺(喜)政府委員 私は法律論として、企業組合が否定されるのじやないかといふような意味で御質問がござい

ましたから、法律論としては保証責任が転換するだけだ、ただしし保証責任の転換が決して現実の行政に参りましてさう簡単な影響だけで済むものだとは思つておりません。従ひましてこの規定の運用につきましては、よほど慎重にやつて行くべきじやないかといふ点、実際中小企業の方がこの規定の適用を受ける場合におきまして、もし運用するものが誤解したり、あるいは妙な気持でやりますと、相当そこは危うい、あるいは御心配になるような点が起る、これは私も危険性はあると思つております。それだけに、私は先般来申し上げておるのですが、この規定の運用につきまして十分慎重を期する、それで特に、たとえばすでに税務署でもつて法人として認めて、法人税を課税しておるような企業組合に対しては、この規定を援用することによつて保証責任を相手方に移すやうなことはしない、これは国税庁長官も言つておりますし、私もそうすべきだと思つております。そういうふうに、行政の実際につきましては、別に慎重に考へておるわけでございまして、法律論で保証責任が相手方に移るだけだといふふうに簡単に言い切つて、それでおしまひだといふようにこの問題を単純に考へてゐるわけではないのでございまして、その辺は御了承を得たいと思ひます。

○平岡委員 半頭一歩を進めて、さういふふうなむしろ悪い方を的確に取締つて行く、かような点で、むしろあなたの立案をやめて、撤回していただい、私は現状においてやつていただきたい、かように強く希望いたします。

○渡辺(書)政府委員 その点につきま
しては、実はこういう規定をつくれ
ば、いろいろ心配の種ができるという
点で、この規定を挿入するにつきま
しては、われ／＼としても相当慎重に考
慮したわけでございます。ただ結論と
いたしましては、やはり現状のまま
は、税務官吏がとてつたびれてしま
つて、何とも動きがとれぬというおそれ
もあるという意味で、どうしてもやは
り執行上からこういう規定を入れてい
ただきたい、かような結論で入れたわ
けでございます。

○平岡委員 そうしましたら、お昼に
もなりましたし、私はまだ質問があり
ますが、これを保留いたしまして、一
応これでやめておきます。

○奥村委員 午前中はこの程度にと
どめ、午後は一時半から再開いたしま
す。

午後零時三十一分休憩

午後一時五十七分開議

○奥村委員 休憩前に引続き会議を
開きます。

所得税法の一部を改正する法律案外
七税制改正案及び国有林野事業特別会
計法の一部を改正する法律案を一括議
題といたし、質疑を続行いたします。
質疑は通告順によつて、これを許しま
す。小川半次君。

○小川(半)委員 私はこの機会に銀行
局長に株主金融について伺いたい
のであります。実は昨日の東京新聞
によりますれば、株主金融にメスと
いう見出しで、大蔵省銀行局、法務省
及び警察等において株主金融に對して
合法か違法かの討議を加えて、徹底的
に取締るといふことが書かれてい

であります。御承知のように、株主金
融は商法に基いて設立し、あるいは増
資をすることができるのであり、また
貸金業法に基いて大蔵省に届出をすれ
ば、それで営業ができることになつて
いるのであります。また株式の売出し
については、証券取引法による手続を
すれば法律上何ら違法ではないのであ
つて、現在営業している株主金融業者
も、この手続なくしてはできないはず
であります。手続を済ましておれ
ば、法律上何ら違法ではないことは明
らかであります。それをいまだに合法
か違法か検討するといふことは一体ど
ういう理由であるか、この点お伺いし
たいのであります。

○河野(通)政府委員 まず午前中お呼
出しをいただきましたにもかかわらず
遅参いたしました、まことに申訳ござ
いせん。おわびを申し上げます。

今お尋ねの問題であります。この
問題につきましても、かねてこの委員
会で政府の態度をすみやかに表明す
るようにとつて、この強い御要求を受け
ております。問題が非常に複雑であ
り、かつ影響するところが非常に大き
いために慎重に検討を加え、本日も実
は午前中この問題で関係の当局とい
う打合せをいたしておつたのであり
ます。ただ私も昨日の東京新聞の夕刊
を見ましたが、きょういろいろ打合せ
をいたしておりました過程において、
最高検察庁方面の意見も聞いてみま
した、あの新聞に出ておるところは、
最高検察庁の考えとはまったく違つて
おるようであります。結論的に申し上
げますと、まだ最終的な結論に到達す
る段階に至っておりませんが、今後
も実は会議を続行いたしておるわけ

あります。結論が出次第、この委員
会で十分に詳細説明を申し上げたい
と考えております。ただいまお話し
のゆる株主相互金融が法律違反なりや
いなやという問題が起りますのは、こ
の方法で資金を集めて参りますやり方
が、銀行法なりあるいは貸金業法に規定
いたしております預金または預金類似
の資金の吸収方法になるかならぬかと
いう問題であります。先ほど申し上げ
ましたように、実は結論がまだ出てお
りませんが、そういう意味で、銀行
法第一条あるいは貸金業法第七条に書
いてあります資金の受入れといふこと
は、名目が何であらうと、それが経済
的、実質的に預金と同じものであるなら
ば、それはやはり預金の受入れとい
ふことに相なるわけでありまして、そ
れでは株主相互金融の資金の集め方が、
一体銀行法第一条ないし貸金業法第七
条に違反するかしんないか、こういう問
題が非常に大きなポイントとして今検
討されておるわけでありまして、先ほど
申し上げましたように、現在まだ結論
は出ておりませんが、研究されておる
問題のあり場所はそういうところにあ
る、こういうふうに御了解願いたいと
思ひます。

○小川(半)委員 私もかつてこの制度
を研究したことがありますが、これ
は株主が相互に出資しておるものであ
つて、資金の受入れとか、あるいは預
金と解釈することはちよつと当らない
と思ふのです。大体株主金融の生れた
原因は、現在のわが国の金融政策の不
備が原因となつて、大衆の困窮からこ
れをつくり上げたものであつて、御承
知のように現在市中銀行におきまして

は、十万円以下の金は貸してくれませ
ん。また相互銀行は五万円以下の貸付
を行わないのが現状であります。従つ
て二万円あるいは三万円の金に突き當
つて苦しい零細な国民大衆は、この国
民大衆の零細な資金を集めて、こ
れを生かし、しこつて零細企業者等
へ還元融資を行うことによつて相互に
資金融通の道が開かれるのであつて、
現下日本の経済生活の中から必然的に
生るべくして生れたものであつて、こ
れを頭からもぐりだとか、あるいはや
み金融だとか、あるいは貸金業法違反
の対象となると解釈することは間違
ではないかと思ふのであります。もし
政府において株主相互金融を貸金業法
違反なりと解釈した場合、現在営業を
行つておる全国の約百五十社の企業
のほとんどの株主がおり、また動
いておる金は大体四十億を越すとい
はれておるのであります。この動
かしたい一大勢力をどう措置され
るか。政府においてその場合の対策が
あるかどうか伺つておきたいのであり
ます。

○河野(通)政府委員 先ほど申し上げ
ましたように、この方式による資金の
受入れのやり方が金融業法に違反する
かしないかという点につきまして、ま
だ結論が出ておりません。従いまし
て、そういうふうには金融業法違反とい
う結論が出た場合には、さていか
なる対策をとるかということが問題に
なると思ひますが、今その問題も並行
して研究いたしておるわけでありま
す。金融業法違反という結論を出して
おりませんので、これらの問題につ
てどうするかといふことは、今のこ
ろまだ断りたしておきたいのであり
ますが、今申し上げました点は、い
ゆる株主相互金融方式の典型的なもの
であります。しかしながら株主相互金
融の方式の中にもいろいろかわつた方
式がありまして、多種多様にわたつ
ております。それらのものうちに
は、やはり明らかに金融業法違反、つ
まり預金の受入れをやつておると認め
られるものもあるかと思ひます。ま
だ確實に調査が行き届いておりませ
んから、はつきりしたことは申し上げ
られませんが、そういうものもあり得
る。そういうものでありますならば、株
主相互金融の典型的な形のものかど
うであらうとにかかわらず、はつきり預
金受入れとみなされるものにつきま
しては、これは厳重に取締つて参らな
ければならぬ、かように考えておる次
第であります。

○小川(半)委員 最近ほとんど連日の
ごとく、株主相互金融に対する批判的
な声、あるいは賛成、反対等の意見が
新聞の記事を飾つておるのであります
が、これは一体何を意味するもので
あるか。一言にして言へば、株主相互
金融がわが国の経済社会に抜くべから
ざる一つの分野を打立てたものであつ
て、その反応とみなしてよいと思ふの
であります。そのよつて来る声は、最
近株主相互金融を法制化した方がよい
という意見となり、政界や学者の間に
強く出て来たのがその原因であらうと
思ふのであります。政府の方では、株
主金融は高利子で融資を行つておる

かのごとく誤解している向きもあるようであり、この種業者たちは、法制化さえしてもらえば、日歩七銭程度でよいという意見を持つておるのであります。局長は御存じないかも知れませんが、今日市中銀行から融資を受けておる多くの人の意見を聞きますると、その利子は大体日歩八銭くらいになつておるのであります。もちろん表面の形式は規定された利子となつてはありますが、融資を受けるための運動金、ごちそう、謝礼金などを含むと、どうしても日歩八銭くらいになるというのであります。それではごちそうとか謝礼金とか、そういうものは必要ではないか、出さなくともよいのではないかという議論も出ると思うのであります。ごちそうしたり謝礼金を出さなければ融資してもらえないというのが、今日市中銀行一般の常識とさなつておるのであります。私は、株主金融にメスを入れるならば、同時に一般の市中銀行等にも厳正なるメスを入れるべきであると思つておられます。この点いかなる考えを持つておられますか、お伺いしたいのであります。

○河野(通)政府委員 一般の銀行等におきまして、正規の金利以外に、借り方におきましていろいろなコストがかかるというところは、私も聞いております。しかしこれは全部ではないと思つて、もちろんそういうことはいいことではないことは申し上げるまでもないことではあります。株主相互金融に對して今お話のように何らかの措置をとるといふにかかわらず、こういう問題については、嚴重に今後とも取締つて参りたい。そういう正統の金利以外のものをコストとしてとられる

ようなこと、あるいはもしそうしなれば金を貸さぬといふたようなことがありとすれば、これは嚴重に取締つて参ります。株主相互金融の問題に對する態度のいかにかわからず、やつて参りたいと思つて参ります。

○小川(半)委員 局長は今つきり言明されたように、一般市中銀行に對しても、ひとつ徹底的にその厳正なるメスを入れていただきたいと思つて参ります。本日局長はたいへんお忙しいようですから、私は最後に一点お伺いしたいのであります。

以上私が申し上げましたように、株主金融は今やわが国の経済社会に欠くべからざる存在となり、不動の基盤をつくり上げてしまつた以上、これを正しく育成し、また監督することが政府のこのべき態度ではなからうかと思つてございます。従つて政府においてこれを法制化される意図があるかどうか、この一点を伺ひまして私の質問を参りたいと思つて参ります。

○河野(通)政府委員 この問題につきましても、株主相互金融全体に對する政府の態度をきめる問題の一環として現在研究を加えております。まだ最終結論に至つておりませんが、現在のところでは、株主相互金融といふものを法制化するという考えは持つております。

○佐藤(觀)委員 同僚小川委員からいろいろ質問があつたと思つて、現在やみ金融がわれ／＼委員会に非常問題になりまして、これが一般的にもいろいろ影響を与えておることは小川委員から述べられた通りであると思つて参ります。今国民が一番困つておるものは税金の高いこと、これは午前中や

りましたから言ひませんが、それと中小企業者が金を借りるのに非常に困つておるということ。現在いなかでも申されておりますが、戦争中は餓と星が非常に横暴をしたといふことがいわれておりますが、今では、一般の言葉では銀行の支店長と税務署長が一番横暴をやるといふのが言ひ習わしになつております。どういふわけであらうかと申しますと、現在床の間にすわ

るの税務署の署長と銀行の支店長である。それでなぜ銀行の支店長がそういうところにするかと申しますと、現在中小商工業者が金を借りるのに非常に困る。今資金がないから困るのであります。それならば大蔵省は一体中小企業者にどんな金の貸し方をやつておるか、現在中小企業者が困つておるのにならうな方法を金を出す道につけておるか、こういう点について、今の国民金融公庫のようなものでは今日おそろく中小商工業者は間に合

わぬような現状になつております。それに対して銀行局長はどんな政策を持つておられるのか、ちよつとお伺ひしたいのであります。

○河野(通)政府委員 中小企業の金融の問題につきましては、お話のようになか／＼十分な金融がつかないということをおもひもいろいろ考へております。そういうふうにより、普通の民間の金融機関で中小企業の金融が十分につかないから、そのために特殊の政府の金融機関をつくつておるわけでありまして、その一つは国民金融公庫であり、近く国会に御提案申し上げたいと思つてお

ります中小企業金融公庫、これは仮称であります。そういうこともつくつて参りたい。これらの機構を通じ

て、政府資金を財政の許す限りできるだけ多額に流して参りたいという配慮のもとに、これらの金融の機構を整えて参つておるわけでありまして。そのほかに、中小企業の金融がつかずすくすくするようにいたしたために、信用力を保証するといふ観点から、中小企業に對する信用保険の制度をさらに拡充し、また近くこれも国会に御提案いたしたいと思つておられますが、信用保証協会の制度を法制化して、これを拡充して行くといふような手も逐次打つて参りたいといふふうに考へております。

それとともに、本来の民間の中小金融の機関につきましても、あるいは相互銀行でありますとか信用金庫でありますとか、あるいは信用組合でありますとか、一般の銀行における中小企業部門につきましても、できるだけこれらの金融機関の活動の許す限りにおいて中小金融の円滑化に努めるように、極力努力をさせて参りたいと思つておる次第であります。ただこれらの民間の金融機関は、どうしても金融機関でありますから、やはり金融に乗るものでなければならぬ、出せないとい

うところに非常に大きな制約が、当然のことではありますけれどもあるわけでありまして。いわゆる金融のベースに乗るものでなければ、なか／＼民間の金融機関としては多額の預金者の預金をかかえておるといふ関係から、良心的な金融はいたしかねる。そういう点についてのおのずからその制限があるわけでありまして、はつきりした区限につきましても、はつきりした区限は実はつかないわけでありまして、民間の金融機関をいたしまして、できるだけ中小企業の方へ力を入れるよう

に從來からも指導いたして参りましたが、今後においても、一そうこういう方面への指導を強化して参りたい、かように考へておる次第であります。なお政府金融機関に對する政府資金の投下をできるだけ多くして参りたいといふことは、かね／＼私も念願いたしておりました。当委員会からもたびたびにわたりました強い御要望があつたわけでありまして、来年度の予算案の中に、これらの問題もできるだけ財政の許す限り取入れたつもりでありますけれども、あるいはまだ皆様方の御満足行く程度に至つていないかとも思つて参ります。今後におきましても、こ

ういふ意味において中小企業金融に向けらるべき政府資金のわくをできるだけ拡大して行くように努力をいたしたい、かように考へておる次第であります。

○佐藤(觀)委員 さらにお尋ねしたいのですが、今度仮称の中小企業金融公庫といふものができて長期化することについては、だれも望んでおるところでございまして、ただこういうものができると、今までも公庫の方へこの金を流すといふことになつて、それが表面上には中小企業のためにやうでございまして、けれども、實際は中小以下のむしろ小の弱い方面には流されないのである、たゞ名目的に中小企業の方へ五十億流す、八十億流すといひましても、實際には末端にはそういうものが円滑に行つていないといふ点が聞えられ

るわけでありまして。こういう点について大蔵省はもと目を開いて、この金が公平に中小商工業者に流れるような方法を講じてもらいたい。

もう一つは、今まで国民金融公庫の問題は、借りた人はいろ／＼清つたわけでございますが、実際は借りる場合において半年くらい調査などにかかつて、今借りれば役に立つものが半年も調査が遅れて、そのときには間に合わないわけだといふような事件がたゞさんあるわけでありました。これは私も先日名古屋で実際にこの事情を見て参りますと、やはり調査期間が非常に長い。調査しようとするけれども、あの人員では非常に人員が少ないから調査ができませんといふ点もあり、また御承知のように現在大蔵省の監督上、国民金融公庫の職員に対して一般の銀行に比べると非常な待遇が悪いといふ点で、能力が発揮できない点もたゞさんあるわけでございます。今度はむしろ国民金融公庫の方の増資の問題が出て参りますので、いずれそのときには銀行局長にいろいろこのつちから注文をつけようと思ひますが、中小企業公庫にしても国民金融公庫にしても、もつと簡素化して、ほしいときにすぐまわるような何らかの方法をとる考えはあるのかなのか、この点をお尋ねしたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 御指摘の二つの問題は、いずれもごもつともなことでと考へます。ことに国民金融公庫なり今度新しくできる公庫の融資の手續が非常に日にちがかかる、能率が非常に悪いといふような点、これらの点につきましては極力簡素化したしまして、迅速に処置をいたすようにいたしたい。ただこの点も、佐藤さんにお言葉を返すようでありまして、国民金融公庫にいたしましては新しくできる中小企業金融公庫にいたしまして、やはり金融

をやるわけでありまして、従ひましてやはりそれが返済ができるかできないか、これは国民の租税を中心とした資金がもつたおつておるわけでありまして、それには非常に大きな損失を与へるといふことはいけなないわけでありまして、金融に乗るか乗らぬかといふことは慎重に調べなければならぬ。そのために申込があれば金のある限りどんどん出すといふわけにも参りません。これらの調べ方につきましては、さらにできるだけ簡素化し能率化してやつて参りたいと思ひますが、やはり程度問題でありまして、申込みは右から左へ出すといふわけにはなかつ／＼参りません。金融である関係上、おのずからそこに調査といふことがどうしても必要となつて参ります。そこで一番簡単な調査で、必要最小限度にとどめるといふふうな指導して参りたい。なお国民金融公庫については、いづれまた法案をこちらで御審議いただきませんが、その際詳細に御説明申し上げたいと思ひます。

○浅香委員 長代理 笹山茂太郎君。御山委員、私は税法の点についてお尋ねする前に、ここに提案されておる国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案についてお尋ねを申し上げたい。この改正の目的とするところはよくわかるのでございます。第一線で働いておる現業の職員を公共企業体等労働関係法によつて取扱うという趣旨については、私は別段異存はありませ

ん。ただこの取扱ひ方について、過去においてもそうであつたように、こういふ扱ひ方は正々堂々と公共企業体等労働関係法を改正して扱ひのが筋だろつといふふうに思ひます。ところが今

度の改正案によりまして、そういう方向をとらずに、国有林野事業特別会計法という会計法の中でもつてさうな取扱ひ方をすることは、いかにも適当でないかと考へておりますが、どうしてそのような取扱ひをされるのであるか。また大蔵省の關係から考へまして、収入支出の会計を整理するのが特別会計法の趣旨となつなければならぬといふところがございます。こうした公共企業体に含まれるかどうかといふことを特別会計法の改正によつて取扱ひすることは、どうも適当でないといふふうに思ひますが、その間の経緯等が参りますればお聞かせ願ひたいと思ひます。

○大島説明員 ただいまお尋ねの公共企業体等労働関係法の關係についてお答え申し上げます。御承知の通り先般の公共企業体等労働関係法の改正によつて、国営事業が新しく、公労法の適用を受けることになりました。その中で、公労法第二条第一項第二号に掲げてありますように、国有林野及び国有林野官行造林地の管理及び經營の事業が新しく公労法の適用を受けて参ることになつたわけでありまして、ただ今国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案によりまして、国有林野官行造林法第一条の規定により行ふ事業、それから受託造林事業といふものを国有林野事業として規定いたしました。こゝういふことになりましたので、この特別会計法の改正に伴ひまして、公労法の国有林野官行造林地の管理、經營といふことは不要になりまして、従つてこれを削除してある、こゝう考へなのです。ただいまお話の公労法自体の改正によるべきではないかといふ御意見も、まことにこもつとも

だとは存するのでありますが、ただ、国有林野という字句につきましての解釈を国有林野事業特別会計法のものによつて定めて行きたい、かような考へでありますので、御了承願ひたいと思ひます。

○笹山委員 今の御説明によりまして、国有林野事業といふ概念の中に、国有林野官行造林事業も含まれておる、こゝう考へるようでございますが、そういうことはあり得ないはずであります。この前の公労法の改正については、国有林野事業のほかに、国有林野官行造林事業をつけ足したといふ経過になつておるのであります。従つて、この受託造林事業を將來公労法の扱いにするといふならば、過去において国有林野官行造林事業が公労法の修正としてうたわれましたように、今度の受託造林事業といふことも、公労法の中でこれをうたうのが当然であります。御承知の通り国有林野につきましては、その法といたしまして、国有林野法があり、国有林野官行造林につきましては、国有林野官行造林法といふ法律がある、また森林法という別立の法律がある、おの／＼性質が違つておるのであります。特別会計でこゝういふものを取扱ひすることになつたといふことでなくして、この前におやりになつたように、国有林野官行造林が公労法の中に追加されたように、今度の受託造林事業も、必要ならば公労法の追加でもつてやるのが筋だと思ひますが、そうではありませんか。

○大島説明員 御意見まことにこもつともには存するのであります。ただ、先般の公労法の改正におきまして、国営企業を公労法の適用の中へ入れてよ

いことになりました。郵政、林野、造幣、印刷、アルコールといふような五つの事業を組み入れることにいたしましたのでありますが、その組み入れておる国営企業の性格といたしましては、たとへば純粹な行政事務でない、技術的、肉体的な労働を主体とするもの、あるいは事業が経済的なものであるとか、ないしはその事業が企業として一休性を持つており、ことに特別会計として整理されておるもの、こゝういふ徴標によりまして、公労法の適用に持つて参つた次第であります。従つて特別会計でまかなわれておるといふ点が、国営企業の境界の一つの重要な点となつて参つておるわけでありまして、その観点からいたしまして、今回国有林野事業特別会計法の改正によつて国有林野その他が入つて参る、こゝういふ關係になりますので、その意味でこゝう規定にいたしましたので、附則で改正をいたしましたと考えておる次第であります。

○笹山委員 どうもはつきりわかりませんが、従来は公企体の性格の問題といたしましては、まあ事業の遂行上、権力を伴わないもの、あるいはその事業が純粹たる經濟事業であり、またその要件といたしまして會計が獨立しておること、こゝういふ要素が公共企業体の性格を裏づける条件だと思ひるのでございますが、今度新しく入つた受託造林事業につきましては、場合によつては権力の行使といふことも当然考へられるわけでございます。またこれはもつぱら公益公安を主体とする事業であつて、經濟事業といふわけには参りかねると思ひます。こゝういふ点から考へまして、従来は公共企業体に対する

考え方と、今度受託治山事業を入れる考え方との間に少し変化があつたように考へるのでございますが、労働省といたしましては、今後公共企業体の性格を判断する場合におきまして、従来取扱つて来たおなじみの三つの条件については、将来違つた取扱ひ方を考へてあります。その点ひとつ伺いたい。

○大島説明員 今回加つて参ります受託治山事業につきましては、工事の関係を主としてしまして、約五百名強の人たちが公労法の適用へ入つて参る、かような関係になつておるので、大体やはり特別会計でまかなわれたいもの、こういうふうな考え方によつておるわけでありませう。

○笹山委員 治山事業については、国営でやつておるものもありません、また一般地方自治体において実行しておるところの治山事業もあるはずであります。そうした地方の自治体が主体となつてやつておられますところの治山事業につきましては、労働省の見解として考へ得るかどうか、その点を伺いたしたいと思います。

○大島説明員 お尋ねの御趣旨はよくわかるのであります。たとえば国営企業にいたしましては、またこの五種類のほかに、たとえば土木事業でありますとか、あるいは種類のものも考へられます。地方公共団体の経営いたします公営企業にいたしましては、一般の地方公営企業法にないのは地方公営企業労働関係法によつて規定されております電気事業でありますとか、あるいは水道事業、ガス事業、そういったもののほかに、いろいろ相似たような関係の

ものがあることもよくわかるのであります。ただ一応先ほど申しましたような徴徴によりまして、国営企業についてはこれだけのものを公労法へ取り入れて参る。それから地方公営企業法ないし地方公営企業労働関係法におきましては、第二条の所定の事業を公営企業として、ないしは公営企業の労働関係として規定して参るといふことになつておるわけですから、なおその他条例等によりまして追加できる分もあるわけでありませう。大体の考え方はそういうふうな考え方によつておるわけでありませう。

○笹山委員 私のお尋ねしているのは、治山事業というものは地方の自治体、県あたりで実行しているものもあるわけでありませう。そうした場合におきまして、特別会計が必要であるといふことでもあります。ならば、県有林特別会計といふものもあるようにございませうし、そういうような取扱ひ方をしますれば、労働省としましては、この治山事業はやはり公共企業体として取扱ひられるものか、その点をお伺いたしたいと思います。

○大島説明員 地方公営企業につきましてはこの公労法による国営企業と必ずしも範疇が同じではないのであります。地方公共団体の営みます公営企業、これが地方公営企業法で定まつておりますが、その方の関係を見て参るわけでありませう。

○笹山委員 今度特別会計法の改正案によりまして、公有林野官行造林、受託治山事業がこの特別会計において経理されるということになります。この会計法の第三条であります。そこに当然この会計として資本の要素がはつきりしなければならぬと思ひま

す。しかるにこの第三条によりまして、この特別会計の資本といふものは従来の国有林事業の財産のみが資本になつておりました。今度新しく記入されたところの受託治山事業とか、あるいは公有林野官行造林の財産といふものは資本の金額になつていないようございませうが、そういうふうな扱い方ではないのか、これはどこで主掌するか知りませんが、御説明を願ひます。

○大島説明員 ただいまの御質問にお答え申し上げます。第三条の規定で、従来の国有林野の資産と申しました際に、この法律ができました昭和二十二年の四月当時におきましては、公有林野官行造林事業はやはり国有林野事業の中に入つておつたのであります。その後一時昭和二十三年の年度途中から一般会計に入りましたが、昭和二十七年年度に一般会計からこの会計へ有償所管がえという手続をとつて、この会計の中に入れておることになっております。従ひまして公有林野官行造林につきましては、第三条の関係の上から申しますと、二十七年までの資産価額はそのまま入つておるといふことになり

ます。それから次に直轄治山事業であります。それから治山事業は御承知のように、工事の内容は、山の地すべり防止であるとか、あるいは山腹薄というふうなものをつくりますので、広い意味で申しますならば、確かに資本的支出になるものであります。むしろ治山維持修理費というふうな考えから、それを資本化して扱うことはしておらないのであります。これは国有林内部の治山事業も同様であります。従ひましてこの

方では別に資本の増加という考えは持つておりません。

○笹山委員 今の説明によりますと、慣例上、公有林野官行造林事業はこの国有林野事業の会計の中に入つておるといふことでもございませうが、それならば昨年公労法改正の際におきまして、国有林野事業のほかに特に公有林野官行造林事業といふものを追加する必要はなかつたのではないかと申す。当然国有林野事業に含まれるといふ性質のものならば、特に公有林野官行造林事業として追加する必要はなかつたと思ひますが、そういう点については、労働省関係としてはどういうことになつておりますか。

○大島説明員 公労法の第二条には、御承知の通り、国の経営いたします企業、なおその附帯する業務を含むといふことに相なつております。その附帯する業務でやれるのではないかと申す御意見かと思ひますが、ただその点はずきりいたす方がなおよろうと考へまして、それを追加いたしたわけでありませう。

○笹山委員 はつきりするに越したことはないと思ひますが、当然そういうふうな沿革上なつておるならば、別にそういつた改正をする必要はなかつたと思ひます。私はかような点について実は相当疑義があつたから、そこにはつきり追加する必要があつたのではないかと考へております。

なおこの会計は、公債の発行なりあるいは融通証券の発行といふことができ得るはずであります。将来この公有林野官行造林事業なりあるいは受託治山事業について、公債の発行あるいは

はまた融通証券の発行を行う方針でございますか。

○大島説明員 ただいまの御質問に対して、将来の問題といたしましてここで仮説的にお答え申し上げるのもどうかと思ひますが、規定の解釈上は、事業施設費を支弁するために必要のあるときは公債なり借入金ができる。それから融通証券の方は、事業年度の途中におきまして元請の財源が足りない場合の問題であります。これは当然起り得る場合が予想できると思ひます。公債の方は、今申し上げた事業施設費として組み得る範囲のものならば、あるいは将来この事業につきましても起る場合があり得ると存じます。

○笹山委員 この改正案の第十八条の二でございませうが、これで見ますと、一般会計の方からこの会計に繰入金をするのでございませう。その附帯する業務でやれるのではないかと申す御意見かと思ひますが、ただその点はずきりいたす方がなおよろうと考へまして、それを追加いたしたわけでありませう。

○大島説明員 はつきりするに越したことはないと思ひますが、当然そういうふうな沿革上なつておるならば、別にそういつた改正をする必要はなかつたと思ひます。私はかような点について実は相当疑義があつたから、そこにはつきり追加する必要があつたのではないかと考へております。

なおこの会計は、公債の発行なりあるいは融通証券の発行といふことができ得るはずであります。将来この公有林野官行造林事業なりあるいは受託治山事業について、公債の発行あるいは

はまた融通証券の発行を行う方針でございますか。

○大島説明員 ただいまの御質問の点もつともございませうが、実は政府の特別会計法の条文を全部調べてみまして、ところが、やはり繰入金をいたしま

す場合の規定いたしましたは、従来の表現形式は十八条にありますように、予算の定めるところにより繰入金をする事ができるという事は、従来の用語例の使い方になつておりますので、こういう表現をしておるようでございます。

○笹山委員 そういふことにはあらずして、この改正というものは職員身分についての重大な改正を促す、こゝにいつたきわめて将来に対して影響を持つところの大きな意図を持った改正であるから、こゝにいたるいまいな書き方をしないで、将来とも受託治山事業については公労法の適用を受けるといふうにはつきりした書き方をすべきではないかと思ひます。どうしてそういうことが書けないのであるか、規定がでないものであるか、その理由を事情がありましたらお聞かせ願ひたいと思ひます。

○石谷説明員 この提案は大蔵省の主計局になつておりますので、ただいまの御質問に對しましては林野庁の方といたしましてはちよつと何とも答へないしかねます。

○笹山委員 それでは国有林野事業特別会計法の質問はあとにまわしまして、酒税法に對しまして御質問申し上げます。実は酒についての研究は十分いたしておりませんで、あるいは前の質問者と重複するような点があるかと思ひますが、その点はひとつ御了承を願ひたいと思ひます。

この酒に對する政府といひますか、国としての考え方でございますが、これは租税収入の對象としてはきわめて大きなウェイトを持つておることはよくわかるのでございます。特に最近

租税總収入の約二一%に及んでおります。こゝにいう点はわかるのでござい

ますが、一方において酒類については、国民の生活必需品といひますか、そういう生活に最も重大な關係を持つといふ側から見ますと、その値段はできるだけ限り低廉に、しかもまた豊富に供給するといふ態度も必要だと思ひます。そういう場合におきまして、こ

の価格の問題でございますが、これはほかの物価が昭和九年ないし十一年ころの平均の大体三百八倍程度でございますが、酒の値段だけは非常に高くなつておりまして、五百二十五倍と、一般物価から見るときわめて高いのでございします。消費者に對するところの國の扱い方としましては、これを一般物価並に下げてやるべきではないかと思ひます。酒税の問題にもなつて来るのでありまして、酒税がそれほどとれないといふことになつて参ります。また造石の教から考えましても、酒税は相当減つてゐる、こゝにいう点から考えますと、この配給するところの数量、値段、あるいはまた税金収入、この三つの關係をどういふふうな關係のもとに將來取扱つて行くのであるか。あるいはまたこの前の委員会におきましてどなたからかお話があつたように、將來公債等によりまして収入を増大して参るといふことでありまして、酒税に對するところの収入といふものは、ぐつと減つて行く、そのときに初めて一般物価並に酒類の価格を下げる事ができるといふふうにも思ひますのでござい

ますが、將來のそういう見通し、將來に對するところの對策といひますか、方向

について大蔵省の意見を聞かせ願ひたいと思ひます。

○渡辺(喜)政府委員 酒がほかの物資の価格に比べまして、大分値上りの倍數が多いといふことはお説の通りでございます。われわれといひますと、酒だけの見地から言へば、もつと安く酒が飲めるといふような方向に持つて行くことを希望してゐるのであります。といひますと、酒による税収といふものが、何と申しましては租税収入の上に非常に大きな部分を占めております。それが容易にこの減少を許し得ないといふ事情にあることが、全体非常に苦しい問題であるわけであり

ます。従ひまして今回の改正におきまして、御承知のように酒の税率は引下げまして、そうして酒の値段は下るようによつて得る租税収入といふものにつきましては、大抵現行税率の場合に比べまして、そう違はないといふところを、一応の目安としておるわけでございます。従ひまして今度見込んでおります、大抵年間六百八十万石あるいは繰越しまで入れますと七百万石になります、この酒の数量といひますものは、もし人口増加といふものを無視いたしまして、おそらく終戦前後を通じまして最高の記録になるのではないかといふふうにも思つておりますが、しかしその當時に比べれば、人口が非常にふえておるといつたようなことが一面にあるわけでありまして、將來の問題といひましては、日本の経済力が順次回復して参りまして、さらに酒の消費とかいふものが相当増加して行くといふことも一面考えられ、あるいはそれに對する原料の供給にも不安がな

いといふような点がはつきり見込まれますれば、あるいは税率を減らさないで、なおかつ値段を下げ、消費増によりまして、それによる減収をまかなひ得るという事態も考え得るのではないかと、あるいはそういう希望も持てるように思つておりますが、現状といひましては、大抵現在見込んでおります六百八十万石か七百万石といふような数量がおおむね消費の面から見てもほぼ限界にやないだらうかといふような見通しがございします。一応今度の改正案程度にとどめたわけでございます。これを今年一年実施してまゐりまして、その間における需給の關係がどうなるか、われわれが一応机上で予想して参りますような需給關係がそのまゝ実現するだらうか、あるいはまた違つたかゝつことが出て来るだらうかといふ点がこゝではつきりいたして来るわけでありまして、従つてもつと酒はつきりさすれば、同時に値段さえ安ければどん／＼売れるのだといふような事態になれば、あるいは税率はもつと下げましても租税収入は確保できるという問題が出て来るのじやないかと思ひますが、現在の情勢としましては、大抵この辺が原料面から見まして、あるいは消費の面から見まして一応の限界にやないだらうか。ちよつとその限界の点を頭に置きまして、今度の税率を見積り、値下げの価格を見積つておる、かようなわけであり

ます。○笹山委員 酒類の消費状況から見ますと、昭和九年、十年、十一年ころにおきましては、配付されましたところの資料にもあります通り、人口一人当たり八升三合といふことになつておりますが、現在は五升九合ですか、そういうふうになつております。ところが値段が安くなれば消費がふえる。そういう場合におきまして、これは原料、主として主要食糧といふものにも相當關係を持つておるのでございしますから、大蔵省としましては、一体日本の現在の経済状態から考えまして、一人あたり平均どの程度までこれを飲ませるのが適當であるか、そういう見通しはないものでございしますか。

○渡辺(喜)政府委員 別にどの程度飲ませるのがいいか悪いかといふような点はないのでございまして、われわれが考へてゐるのは、経済の実態の動きからしまして、どのくらい値段がらばどの程度まで消化されて行くだらうか、結局國民経済の力といふものが、大抵それを限定して行く問題にやないかと思ひます。そのような意味からいたしまして、國民経済の力がもつと大きくなりまして、國民の消費力も大きくなつて行くとなれば、おのづから酒の消費もそう無理なしに広がつて行く。ただ原料の面からいたしましては、何と申しましては清酒につきましては米をつぶしてしまひますので、おのづから一定の限度、わくがあるわけでございます。ただし最近かんしよなことを中心とした原料につきましては、かんしよの生産の面から見まして、それほど原料的な制約がないといふことも考えられますので、そちらの方には原料面からそう大きな制約はないのじやないか、そのような点から考へて参りまして、一面においては國民の消費

力、一面においては原料の点から考えて、現在としましては大体この七百万石くらいの見通しが二十八年度としましては一応予想される。今後においてどういふような動きになつて行くかといふことにつきましては、もう少し事態の推移を見て見通しを立てて行きたい、かように考えております。

○笹山委員　今お話のありましたように、酒類の原料は米、麦、かんしよ、こういった農産物が主でございますが、御承知の通り現在わが国の食糧事情は相当逼迫しております。増産計画を一方に立てるといふような場合におきまして、この原料の点についても、相当これは食糧との関係におきまして配慮しなければならぬ問題が多かりうと思ひます。そういう場合におきまして、政府の方針としまして、こうした原料を酒のために将来どういふような計画をもつて増加するのであるかという点が、結局増産計画ということについても重大な関係を持つておるのでございますから、そういうような食糧増産との関連性におきまして、この酒類の増石という将来の計画等がございますか。

〔淺香委員長代理退席、川野委員
長代理着席〕

○渡辺（憲）政府委員　食糧の増産計画
というものが大きくございまして、そ
れと結びつきましての酒の原料をどう
いうふうにふやして行くかという問題
でございしますが、ただ全体として見ま
すと、やはり酒に使用される分という
ものは必ずしも多くないわけでござい
ます。従いまして食糧増産計画という
大きな計画、これは主として農林省が
お立てになっていますが、この増産計

國の上に乗りまして、その増産計画の實現して行くその推移に乗つて、具体的にどのくらい食糧ができて行くか、もちろん主要食糧として配給とか、そういう面で消化される分がまず第一のものだと思つておりますが、そうしたものに支障がない限度におきまして、同時に酒が相当伸びて行く情勢にあれば、これは伸ばして行きたい。酒を中心にしてどうこうということより、むしろ食糧増産計画というものになりますと、もつと広い見地におきましての増産計画、その上に乗りまして、酒というものが主要食糧としての供給を阻害しない範囲におきまして、なおかつ酒としてどういうふうに伸びて行けるかという点をわれ／＼の方としては研究して参りたい、かように考へておるのであります。

○笹山委員　ただ酒は将来値段を下ければ、それには相当造石数を多くしなければならぬと、先ほどお話がありました。そういうことをするには、どうしても将来に対するところの計画を持つてからならなければならぬと思います。そういう際におきまして、一方におきまして食糧の増産計画というもの

がある以上、この食糧増産計画の中で、将来酒にもこういうた原料をこういうふう増加するんだということを、政府内部におきましてよく打合せをしておかれないうと、大蔵省の方の租税収入を多くし、また一方において低廉な酒を供給するといふ意圖と食ひ違ひが生ずるのではないかと考えるものでございます。そういう点について、もつと政府内部におきまして緊密なる御連絡を願ひたいと存ずるものでございます。今食糧が不足をしておりまし

て、とにかく外国食糧を毎年三百萬トン以上も輸入して、莫大な外貨をこれにさいておる。また国の税金の負担におきまして莫大な価格差補給金というものがある。こういうような状況にあります。この輸入食糧というものは、もっぱら国民の生活の基本である食糧ということからこれは出ておるといふふうな思つておるのであります。従いまして食糧から見ますと、少し程度の低い酒につきましては、酒類の原料に当てるどころの輸入米麦等につきましては、こういった価格差補給金をつける必要はないんじゃないかという

ふうにも思います。また一方におきまして、内地米を酒米に供給する場合におきましても、これは一般の大衆に食糧として配給する米よりもつと高い値段でもつてこれを使つていただくこともいいのじやないかというふうにも思うのでありますが、こういう点についてはどうお考えになりますか。

○渡辺(喜)政府委員　輸入米について、酒に使うものは補給金を出さなくてもいいのではないかというお話も一つの考え方だと思いますが、現在におきましては、酒に使っております米は碎米だけでございます。結局考え方はいたしまして、大体酒類の税率をき

めます場合におきましては、小売価格につきまして、そう厳格な見通しとも言えませんが、大体これくらいになるだろうという点を一応見通しまして、同時に原料コストの方からその場合は大体どのくらいかかる、そうすれば税金はどのくらい徴収され得るだろうという点で、実は税率を見通しておりまして、片方で補給金を出さないことにしまして、高い碎米をもし合成酒などに

に使わせますれば、コストがおのずから上るのでありますから、従いまして税金で徴収し得る率は減るわけでありまして、現在のように補給金を出しておりますればコストが下る。そのかわり税金がよけいにとれる。従いまして特に酒の方に使う分だけ補給金をはずして高いものを使わせるというのも手続上かなりめんどうな点もございますので、結局どちらの方法によりまして、国として出し入れの關係からしますとそう大きな違いはないということが言い得るのじやないかと考えております。

それから内地産米の問題であります
が、内地産米につきましては、現在酒
のための好適米としましては、ある程
度ほかの場合の米よりも値段を引上げ
ておりますが、しかし今お話の点はあ
るいはそれとは多少違つた面で、酒に
つきましてはもつと高くてもいいのじ
やないかというふうな音かもしません

せんが、それはかえつて——何と申しましても酒の好適米をつくる地域というものはかなり限られておりますので、そこだけの米の、好適米としてのの余分にかかる経費のゆえの値差というものは当然だと思つておりますし、現在でも実行しておりますが、それ以上

にあまり引上げるといふことは、今度は酒米だけをつくりたがるといふ傾向で、かえつて全体の食糧面から見ますとおもしろくない結果になるのではなないだらうか、かように考えております。

○笹山委員 先般の御説明を承つておりますと、密造に使われている米が非常に多い百五十万石もあるというようなお話を承つたのでありますが、これ

は結局酒が高いということが大きな原因だろうと思います。今度の改正案におきまして、平田国税庁長官の談によりますと、安いしちゆうを今度は配給することによつて、こういう密造というものは相当防止ができるというふうに言つておられるのであります。が、これはしちゆうと米でつくる酒というものはおのずから違ふものでございまして、はたしてできるかどうか疑問でございしますが、それに関しまして、従来農村方面に対しましては相当量のいわゆる配給酒というものが供給されておつたのであります。昭和

二十四年度におきましては五十一万七千石という配給酒がとにかく配給されておつた。ところが最近になりますと、たとえば二十七年度的におきましてはわずかにその三分の一の十七万六千石しか配給を受けておらない。こうした安い酒を農村勤労者に配給するその量が、さういふふうでございまして、或る二、

うことは、どういうようなお考えのもとに行われているのであるか。またその配給するところの値段につきましても、従来自由販売酒と配給酒とありまして、自由販売酒一〇〇に對しまして配給酒が四〇％くらい。ところが最近になりますと、これらの勤勞者に對す

る配給酒というものは自由販売酒に比較すると八十何パーセント、ほとんどあまり開きがないというような状況でございしますが、こうした配給酒を豊富、低廉に供給することについて、どうしてこういうふうにだん／＼値段も上げ、また配給量も減らして参つたのであるか。それらの経過等について御説明を願いたいと思います。

のでございますが、大切な外貨をかよ
うなものに使うということはいかにも
惜しいような気がするのでございま
す。さらに進んで日本の醸造技術の水
準を世界的なものにりつばに引上げ、
むしろそれを輸出に向ける、こういう
ことについて何かお考えがあれば伺
いたいと思います。

○渡辺(喜)政府委員　率直に申しま
して、現在の日本の酒は、たとえばウ
イスキーなどにしましても、品質的に
かなり進歩したものであると思つてお
ります。もちろん現在が最高のものと
はちつとも思つておりませんが、従
まして輸入酒につきまして、特に輸入
しなければならぬというような事情も
ないのじやないかと思うのです。しか
しやはりいろいろ嗜好が伴う品物でござ
いますので、現在なお輸入というこ
とが相当行われているのじやないかと
思います。私ちよつと關係が違いま
すので、的確なことは知りませんが、
外貨割当のような場合におきまして
も、特に酒を輸入するために外貨割
当をするということはやつておりま
せん、結局一種のインセンティブ・シ
ステムであるといつても可いとい
うものと結びついて、外貨を手に入
れた人が酒を輸入しているというのが実情
じやないかと思つております。なお酒

の類につきましては、もろの酒、国内産の酒、酒類をかけたままほか、関税として五割の関税がかかつておりまして、これをどうこうするといふ問題もありませんが、ただ関税につきましては、一面大きくガツト加入の問題とかいろいろ問題がございますので、特に酒の関税をどうこうするといふこともむずかしい

事情にあります。また事実外国の酒を輸入しなければならぬという実情もしいてないのじやないかと思ひますが、結局嗜好の件は品物ですから、ある程度の方が外国の品物の方を貴重があるというところに現在の輸入があるのじやないかというふうに考へております。

○川野委員長代理 なお先ほどの笹山君の質問に対する答弁が留保になつておりましたが、ただいま法規課長の白石君がお見えになりましたので、この際答弁をお願いすることにいたします。

○白石政府委員 第十八条の二に「受託治山事業及びその附帯業務に従事する職員についての給与その他の経費の財源に充てるため、予算の定めるところにより、一般会計は、この会計に繰入金をする事ができる。」という規定につきましても「繰入金をする事ができる。」という文字は、繰入金をするというように規定すべきものではないか、こういう御質問の趣旨に承知したのでございますが、まず第一にこのような規定の場合におきましては、従来の立法例が、権限を規定するというような意味におきましてこのような文字を使つておるわけでありまして、従ひましてそういう例によつたわけでありまして、なおこの場合におきまして、この受託治山事業及びその附帯業務に従事する職員についての給与その他の経費をどれだけ繰入れるかというところにつきましては、そのとき々の委託業務の内容によりまして経費が決定されるわけでありまして、それを予算において決定することになります。従ひまして実際問題といたしましては、ここに権限の規定だけ規定しておけ

ば、それによつて事足りるわけでありまして、実際上こういうことをやつておればできるという規定でありますから、實際的に繰入れをやらなないということになるわけではなく、それは予算の定めるところによつて受託業務の経費の算定がありますれば、それだけのものは必ず繰入れるということになるわけでありまして、何ら支障を来さないと考へております。

○笹山委員 今の御説明によりまして、権限を明らかにするための趣旨であるという御見解でございますが、この問題は今までいろいろ要望があつたのです。受託治山事業の職員の方々を公労法の適用を受けさせよう、こういう趣旨が基本でありまして、こういう点から考へると、そのときの予算の都合都合でもつて、これは特別会計の職員になつたりする、これは最も不安定な取扱ひ方と申さなければならぬと思ひます。従つてわれわれの心配するのは、こうした受託治山事業といふものはどちらかといふと収入を生む事業にあらずして、むしろ特別会計の性質から言ひますと、損失を生むところの事業になりがちなものでありまして、大蔵省的な考へからすれば、会計の安全を確保するという点に集中すると、えてしてこうした収入を生まないうところの経費を特別会計に繰入れるということについては、いろいろその都度々々議論が沸くのではないかと、従つてそういうことになるのであります。この改正によりまして、受託治山事業の職員は公労法の適用を受けるといふふうに改正されましたも、実効が、

きわめて不安定な状態になりますと、非常に心配せざるを得ないのでございまして、そういうことのないように、はつきり将来ともこうした受託治山事業の關係職員については、公労法の適用を受けるのだという一つの安心感をはつきり法律の上においても与える必要があるのではないかと、こういうことをわれわれは考へておるわけでございます。

○白石政府委員 そもそもこの法律改正をいたしました趣旨は、今御質問のようによつて、公労法の適用を受けさせるといふ意図に出たわけでありまして、従ひましても別個の見地から議論をいたしますならば、今まで通りの見解をもちまして、こういう治山事業につきましては、本来一般会計でやるべきものであるという見地をとりましますならば、むしろ公労法の適用を受けさせないといふことで進むべきものであるかとも考へられるわけでありまして、しかしながら二万人程度おられます中に、わずかに百人程度の者を別扱いにするといふことは、実情にも沿わないという見地から、法律改正をお願いしておるわけでありまして、従来予算の取扱ひが一般会計から出たり、あるいは特別会計から出たりして、必ずしも過去の取扱ひが統一していなかつたといふことを、この際その点を特別会計において負担するといふ意味に法律を改正いたしました。公労法の適用上支障なからしめようという意図に出るわけでありまして、御質問のようにならなはいだらうと考へておるわけでありまして、なおその繰入れ金額につきまして、今御質問の趣旨によりまして、金額の

多寡について問題があるように拜聴したわけでありまして、これはあくまでもそのとき々の予算措置の問題でありますので、これは決して権衡を失しないように予算の積算が行われるといふことを私どもは期待しておるわけでありまして。

○川野委員長代理 本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十二分散会